

令和3年（2021年）3月4日（木曜日）

第 2 号

令和3年第1回北海道議会定例会会議録

第2号

令和3年（2021年）3月4日（木曜日）

議事日程 第2号

3月4日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第43号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (97人)

議長 100番 村田 憲 俊 君

副議長 77番 高橋 亨 君

1番 寺島 信 寿 君

2番 笠木 薫 君

3番 木葉 淳 君

4番 小泉 真 志 君

5番 鈴木 一 磨 君

6番 武田 浩 光 君

7番 植村 真 美 君

8番 佐々木 大 介 君

9番 滝口 直 人 君

10番 檜垣 尚 子 君

11番 星 克 明 君

12番 宮下 准 一 君

13番 村田 光 成 君

14番 渡邊 靖 司 君

15番 浅野 貴 博 君

16番 安住 太 伸 君

17番 内田 尊 之 君

18番 大越 農 子 君

19番 瀧上 綾 子 君

20番 松本 将 門 君

21番 壬生 勝 則 君

22番 山根 理 広 君

23番 阿知良 寛 美 君

24番 田中 英 樹 君

25番 菊地 葉 子 君

26番 宮川 潤 君

27番 中野渡 志 穂 君

28番 荒当 聖 吾 君

29番 白川 祥 二 君

30番 新沼 透 君

31番 池端 英 昭 君

32番 小岩 均 君

33番 菅原 和 忠 君

34番 中川 浩 利 君

35番 畠山 みのり 君

36番 藤川 雅 司 君

37番 太田 憲 之 君

38番 加藤 貴 弘 君

39番 桐木 茂 雄 君

40番 久保秋 雄 太 君

41番 佐藤 禎 洋 君

42番 清水 拓 也 君

43番 千葉 英 也 君

44番 道見 泰 憲 君

45番 船橋 賢 二 君

46番 丸岩 浩 二 君

47番 梅尾 要 一 君

48番 笠井 龍 司 君

49番 中野 秀 敏 君

50番	花崎	勝君	86番	千葉英守君
51番	三好	雅君	87番	中司哲雄君
52番	村木	中君	88番	藤沢澄雄君
53番	吉川隆雅君	89番	吉田正人君	
54番	吉田祐樹君	90番	遠藤連君	
55番	佐々木俊雄君	91番	大谷亨君	
56番	田中芳憲君	92番	喜多龍一君	
57番	沖田清志君	93番	竹内英順君	
58番	笹田浩君	95番	伊藤条一君	
59番	松山丈史君	97番	神戸典臣君	
60番	市橋修治君	98番	高橋文明君	
61番	稲村久男君	99番	和田敬友君	
62番	梶谷大志君	欠席議員（3人）		
63番	北口雄幸君	84番	小畑保則君	
64番	広田まゆみ君	94番	本間勲君	
65番	赤根広介君	96番	川尻秀之君	
66番	佐藤伸弥君	<hr/>		
67番	中山智康君	出席説明員		
68番	安藤邦夫君	知事	鈴木直道君	
69番	志賀谷隆君	副知事	浦本元人君	
70番	真下紀子君	同	土屋俊亮君	
71番	森成之君	同	中野祐介君	
72番	大河昭彦君	公営企業管理者	佐々木誠也君	
73番	金岩武吉君	病院事業管理者	鈴木信寛君	
74番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	平野正明君	
75番	滝口信喜君	総務部危機管理監	野村聡君	
76番	須田靖子君	総合政策部長	倉本博史君	
78番	三津丈夫君	総合政策部監	佐々木徹君	
79番	平出陽子君	総合政策部監	柏木文彦君	
80番	富原亮君	交通企画監	築地原康志君	
81番	八田盛茂君	環境生活部長	長橋聡君	
82番	松浦宗信君	環境生活部 アイヌ政策監		
83番	東国幹君			
85番	角谷隆司君			

環境生活部 東京オリンピック 連携推進監	阪 正 寛 君	選挙管理委員会 事務局 長	叶 野 公 司 君
保健福祉部長	三 瓶 徹 君	人事委員会 事務局 長	青 木 誠 雄 君
保健福祉部 少子高齢化対策監	京 谷 栄 一 君	警察本部長	小 島 裕 史 君
経済部長	山 岡 庸 邦 君	総務部長	原 口 淳 君
経済部観光振興監	大 内 隆 寛 君	警務部長	堂 前 康 君
経済部食産業振興監	谷 岡 俊 則 君	総務部参事官 兼総務課長	野 手 敏 光 君
農政部長	小田原 輝 和 君	労働委員会 事務局 長	森 弘 樹 君
農政部 食の安全推進監	宮 田 大 君	監査委員事務局長	加 藤 浩 君
水産林務部長	佐 藤 卓 也 君	収用委員会 事務局 長	工 藤 一 浩 君
建設部長	小 林 敏 克 君	議会事務局職員出席者	事 務 局 長 近 藤 晃 司 君
建設部建築企画監	長 浜 光 弘 君	議 事 課 長 檜 山 博 哉 君	議 事 課 長 補 佐 本 間 治 君
会計管理者 兼出納局長	三 井 真 君	議 事 課 長 補 佐 小 倉 拓 也 君	議 事 係 長 小 倉 拓 也 君
企業局長	本 間 俊 明 君	議 事 課 主 任 古 賀 勝 明 君	議 事 課 主 事 中 江 良 太 君
道立病院部長	栗 井 是 臣 君		
財政局長	古 岡 昇 君		
財政課長	羽 田 翔 君		
教育委員会教育長	小 玉 俊 宏 君		
教育部長 兼教育職員監	志 田 篤 俊 君		
学校教育監	赤 間 幸 人 君		
総務課長	阿 部 正 幸 君		

午前10時2分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔檜山議事課長朗読〕

1. 監査委員から、監査の結果について報告がありました。

1. 人事委員会委員長から、議案第20号、第22号及び第35号について意見書の提出がありまし

た。

（上の条例案に対する意見は巻末議案の部に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

久保秋 雄 太 議員

佐 藤 禎 洋 議員

清 水 拓 也 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第43号

（質疑並びに一般質問）

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第1号ないし第43号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

東国幹君。

○83番東国幹君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルスによる感染者が道内で初めて確認されて以来、1年以上が経過いたしました。

これまでの感染者数累計は、昨日までで1万9211人、死亡者数は687人に上っており、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在も治療中の方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

医療関係者の皆様のこれまでの御労苦に心から敬意を表しますとともに、引き続き、この感染症の克服に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、自民党・道民会議を代表して、知事の政治姿勢などについて、順次、質問をさせていただきます。

初めに、新年度の道政運営に臨む知事の政治姿勢についてであります。

昨年を振り返ると、道行政が新型コロナウイルス感染症に明け暮れた一年と言っても過言ではありません。

この間、大きな感染の波が繰り返し押し寄せ、道は、その都度、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮など、様々な協力を求めるとともに、医療提供体制の強化や積極的疫学調査の実施によって感染の拡大防止に取り組んでまいりました。

その結果、最近では、新規感染者数が抑制された状態で推移するなど、これまでの道の対策が一定の成果を収めたことは評価いたしますが、人の移動が増える年度末を控え、依然として予断を許さない状況が続いております。

道は、感染症対策の影響で厳しい経営を強いられた企業の方々に対する支援にも取り組んでまいりましたが、集中対策期間が昨年11月以来、約3か月も続いており、企業の経営や雇用に深刻な影響が生じております。道民の多くが、依然として収束の見通しの立たない新型コロナウイルス感染症と苦闘しつつ、先の見えない状況に不安を募らせております。

こうしたときにこそ、新型コロナウイルス感染症の克服に向けて、道民の心を一つにし、一丸となって取り組む意欲を奮い立たせる知事の言葉が求められております。

北海道の歴史は、困難を繰り返し乗り越える道民一人一人の歩みと表裏一体であり、この間に積み重ねてきた道民の経験や産業基盤なども北海道にとって大きな財産であります。そうした北海道の財産を見詰め、新たな時代の扉を押し広げる役割を知事は担っております。

知事は、道政を取り巻く現状をどのように認識し、新年度において、どのような姿勢で道政運営に当たる考えなのか、お伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

第3波と言われる感染拡大の波は依然として収束が見通せない状況が続いており、首都圏の4都県では2度目の緊急事態宣言が1月から続いております。

このような中、感染防止の切り札とされるワクチンの先行接種等が医療従事者等を対象に国において始まり、続いて道が進めることとなりますが、今後は、高齢者の方、基礎疾患のある方、一般の方へと順次拡大することになり、4月12日からは、道内の65歳以上の高齢者約166万人と施設の一部従事者を対象とした接種が各市町村で始まり、限られた期間の中で全道で約465万人に上る16歳以上の方々にワクチンを接種するという、かつて経験したことのない困難な作業に挑むこととなります。

国からのワクチン配分や副反応などの情報が不足しており、接種を不安視する声も報じられておりますが、今後の接種方法やスケジュール、準備の状況はどのようになっているのか、また、道内における円滑かつ公平なワクチン接種に向けて、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

PCR検査等の充実は今後も感染対策の柱として位置づけられ、ワクチン接種の状況に応じた対応が求められます。

クラスターが発生し、医療提供体制が逼迫している地域では、病院や高齢者・障がい者施設等の職員、接待を伴う飲食店従業員などを対象に定期的に検査を実施する市も出てきており、クラスターが発生するなど厳しい状況にある地域や職場、学校では、一定の範囲で定期的なPCR検査等を実施するなど、地域の実情に応じた取組を全道に波及させる必要があります。

また、国では、緊急事態宣言が解除された地域での再拡大を防ぐため、繁華街や駅などで無料のPCR検査を実施するほか、全国的な状況を把握するため、北海道や沖縄での実施を検討するとしており、道としても、依然として経路不明の感染者が多い札幌市等で実施し、今後の感染対策に反映させることが経済活動との両立を図る上で重要な戦略になるものと考えております。

PCR検査では、検体を混合して検査する検体プール検査法や、民間企業が低価格で行ってい

る唾液PCR検査サービスなど、検査方法も多様化しており、利用目的を踏まえた効率的な活用が求められます。

道は、PCR検査等の今後の在り方をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

緊急事態宣言の対象地域では、医療提供体制が逼迫し、本来であれば入院が必要な方が自宅療養を余儀なくされ、入院調整中に容体が急変して死亡する痛ましい事例が報じられております。

また、こうした医療体制の逼迫が従来の医療にも大きな負担を強いており、一刻を争う救急患者の受入先がなかなか決まらないといったケースが頻発しており、事態は極めて深刻です。

このため、国では、さらなる病床確保のための、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関への緊急支援や確保病床の最大限の活用を図るための回復患者を受け入れる後方医療機関への支援、地域の医療機関の間で患者の受入れ状況等を見える化する取組などを進めております。

道内でも医療機関や高齢者施設等でのクラスターが連続して発生し、医療体制が逼迫する状況に何度も陥っていることから、地域の状況を踏まえ、確保病床のさらなる上積みや有効活用に着実に取り組んでいく必要があります。

道におけるこれまでの取組状況はどのようになっているのか、医療提供体制の確保に向けて、今後どう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

感染への対応が長期化する中で、疫学調査や感染者の症状確認などに追われる最前線の保健所はもとより、医療提供体制の充実や関係市町村との調整に当たる対策本部指揮室、さらには、変異株への対応も含め、検査機能を担う衛生研究所などの体制強化が求められるとともに、今後のワクチン接種の本格実施に向けて、市町村に対する支援体制の強化が喫緊の課題となっております。

道には、関係組織の強化や緊密な連携のもとで効果的に機能を発揮できる体制づくりが求められておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症対策の推進に向けてどのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いいたします。

次に、改正新型インフルエンザ特措法等への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高めることなどを狙いとする新型インフルエンザ特措法等の改正法案が、先日、国会で可決をされました。

2月13日から施行されましたが、改正法の内容を見ると、休業要請に応じない事業者への勧告や命令、企業名の公表、さらには、緊急事態宣言の前段階でも知事がこれらの措置をまん延防止等重点措置として取ることができるなど、感染状況に応じて柔軟に対応できるよう、大幅に対策が強化されております。

その一方で、法案審議の過程では、こうした改正法に基づく知事の強い権限が感染症対策の強化に結びつくのかを疑問とする声や、感染者の情報の在り方など、国民の権利を不当に侵すことにならないのかを懸念する声も聞かれるところでございます。

道は、こうした疑問や懸念の声にどう応え、また、このたびの一連の改正法をどのように運用し、感染拡大防止の実効性を高めていく考えなのか、このたびの法改正に対する受け止めも含

め、お伺いいたします。

知事は、先日の記者会見で、約4か月にわたり実施してきた営業時短などの強い措置を先月末で終了する方針を説明した際、現在の感染傾向が続く限り、集中対策期間は3月7日に終了する考えを明らかにいたしました。今後は、感染の再拡大をいかにして抑えていくか、いわゆるブレーキとアクセルの踏み分けが重要になってくるものと考えます。

足元の経済状況を見ると、コロナ禍の影響で、2020年の通年で国内総生産が4.8%減と、過去2番目の減少幅を記録したほか、道内の鉱工業生産や輸出、雇用等はいずれも厳しい状況が続いておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大がきっかけとなって、経済社会の変化が加速すると予想する有識者も多く、その変化の方向が北海道にとってピンチとなる面もあれば、大きなチャンスとなる可能性もあります。

先日、道が開催した北海道総合開発委員会の中で、有識者からは、コロナ禍が、デジタル化などの推進を図る上でまたとない好機をもたらすといった指摘もなされており、見直しに当たっては、これまで遅れが見られた政策領域や課題での取組を一気に加速させ、本道のさらなる飛躍につなげていく姿勢が何よりも重要と考えます。

知事は、総合計画の見直しを通じて、今後の北海道のさらなる飛躍へとつながる道を道民の皆さんに示す必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、財政運営についてであります。

道は、先日、来年度から5年間の行財政運営の基本方針を取りまとめ、令和3年度当初予算案の発表と併せて公表をいたしました。

このうち、財政運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで縮小してきた収支不足額が令和3年度には一転して拡大し、このたび示した今後10年間の収支見通しにおいても、引き続き収支不足が生じる厳しい財政状況が続く見通しとなっており、財政健全化の取組は、まさに待ったなしの状況であります。

今回のコロナ禍における予算編成が例年になく難しいものだったことは想像に難くありませんが、こうした厳しい状況の中においても、新型コロナウイルス感染症対策の徹底や地域経済への影響対策はもとより、このたび知事が打ち出したSociety 5.0やゼロカーボン北海道の実現といった中長期的な政策課題にも着実に取り組んでいかなければなりません。

コロナ禍における厳しい財政状況が続く見通しの中で、知事は、今後どのように財政運営を行っていくかと考えているのか、お伺いいたします。

道は、昨年4月に提言を受けた北海道Society 5.0構想の実現に向け、推進計画の案を先日の委員会に報告いたしました。この計画の策定作業が進められていた時期に、国内外で新型コロナウイルス感染症に対する様々な対策が実施されてまいりました。

海外では、ICTを活用したマスク等の円滑な流通や支援金のタイムリーな支給が行われていたのに対し、我が国では、緊急事態宣言の際の支援策を必要な方々に迅速に届けることができず、行政のデジタル化の遅れが大きな課題として浮かび上がってまいりました。

道がSociety 5.0推進計画といった社会全体のデジタル化を促進するための計画を策定する際には、こうした背景を十分踏まえ、幅広い道民の共感が得られる計画とする必要があり、政策の重点化が欠かせません。

道は、デジタル化推進に当たり、どのような点に重点を置いて取組を進める考えなのか、お伺いいたします。

道がSociety 5.0構想推進の中心的な役割を果たすためには、道庁の人的体制の整備が不可欠と考えます。

道は、新年度に向けて専門人材の採用に動き出しておりますが、三重県では、県庁版のデジタル庁と位置づける新設組織の牽引役となる最高デジタル責任者を公募しているほか、山口県では、デジタル化推進のため情報職を新設し、民間企業などで情報通信技術関連部門で実績のある職員を中途採用する取組を進められております。これら以外にも、デジタル化に対応する新たな人材の採用に動き出した府県は少なくありません。

民間もデジタル化に向けて全速力で走り出しており、官民共に人材争奪戦の様相さえ呈しております。

他県の動きに比べると、道の動きにはスピード感が感じられません。住民生活に近い市町村においても、この分野の人材不足は深刻であり、道が人材面で支援することも想定せざるを得ず、道の役割はますます重要となってきました。

北海道がこの分野のフロントランナーとして踊り出るくらいの気概で取り組む必要があると考えますが、知事のデジタル化推進に向けた人材確保に関する考えをお伺いいたします。

次に、グリーン成長戦略に関し、地球温暖化対策推進計画についてであります。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指し、地球温暖化対策推進法改正案の国会審議が始まっており、都道府県等が策定する実行計画に、新たに再生可能エネルギーの導入目標量を設定することが求められることとなります。

先日の環境生活委員会では、次期計画の素案が報告され、中期目標としている2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で35%削減する目標を掲げ、豊かな再生可能エネルギーや優れた自然環境など、北海道の優位性を最大限に活用し、発想の転換、脱炭素化への挑戦、革新的なイノベーションなどによる新たな未来の創造といった、Change、Challenge、Creationの、東京都知事流で言わせていただければ三つのCをキーワードに、ゼロカーボン北海道の実現を目指すために重点的に進める取組や、分野ごとの取組、削減目標などが示されております。

道は、CO₂の削減目標をどのような考えで設定したのか、実効性の確保に向けて、道民や事業者、行政機関等がどう連携して取り組んでいく考えなのか、道の体制強化も含め、併せてお伺いいたします。

道は、先日の委員会に、次期省エネ・新エネ促進行動計画の案を報告いたしました。

この計画案の中では、このたび政府が示したカーボンニュートラルに対応したゼロカーボン北

海道の実現に関する記述が一部に見られるものの、全国随一の賦存量と言われる再生可能エネルギーがどのように活用され、我が国のエネルギー政策にも大きく貢献していくのか、その具体的な姿が見えてはおりません。

これは、道内の再生可能エネルギーを本格的な電力源として活用していく上で欠かせない系統接続問題をどのような道筋を描いて解決していくのか、明確にされていないからであると考えます。この問題が解決しない限り、道内の再生可能エネルギーが政府のカーボンニュートラルにも、また、本道のエネルギー生産・消費構造にも変化を及ぼすことは難しいと考えます。

道は、次期省エネ・新エネ促進行動計画の中で、系統接続問題の解決に向けて、どう主体的に関わり、解決を図っていく考えなのか、示すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

国は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を実質的にゼロとするカーボンニュートラルを2050年までに実現するとし、この政策方針を新たな成長機会と位置づけるグリーン成長戦略を取りまとめ、来年度以降、政策の重点化を図るとしています。時宜を得た画期的な政策方針の表明と考えます。

道も、これまで、地球温暖化対策推進計画や省エネ・新エネ促進行動計画、さらには、水素社会実現戦略ビジョンなど、様々な計画や戦略を策定し、取組を進めておりますが、ややもすれば、それぞれの担当部局ごとの縦割りの取組にとどまり、北海道全体の包括的なビジョンを提示しているとは言えず、本道の成長に資する成長戦略と明確に位置づけることもありませんでした。

道は、政府が掲げた二酸化炭素排出削減目標の実現に最大限貢献していくとともに、北海道の新たな成長戦略となり得る道独自のグランドデザインを描き、目標達成に向けた取組を積極的にリードしていく必要があると考えます。

道内では、洋上風力発電と工業団地内の電力需要とを結びつけ、新たな電力供給システムづくりを目指す取組が石狩市などで進められており、釧路コールマインが国の支援を受けて実施する、石炭灰を用いた二酸化炭素の吸着貯留技術の実証事業が来年度から予定されているほか、家畜ふん尿を活用したバイオマス発電による電力の地産地消の取組なども目立ってきております。

道は、こうした北海道の地域特性に根差した取組を積極的に促進し、北海道の新たな成長分野に育てていく必要があると考えます。

知事は、政府が打ち出したグリーン成長戦略をどのように捉えており、道として今後どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

本道では、積雪寒冷な季節が長く続くため、他県よりも多くの化石燃料を暖房用などとして活用せざるを得ないことや、広域分散型の地域特性を有するため、道民生活や産業活動を維持していく上で、自動車といった個別の移動手段に頼らざるを得ない面があります。

また、胆振東部地震の際には、北海道全体が停電となる前代未聞のブラックアウトが発生し、全ての道民がエネルギーの安定供給の重要性を身をもって体験しております。

さらに、釧路や空知総合振興局管内の石炭資源が道内で火力発電に活用され、地域の振興にも

貢献していることなどを考慮すると、今後、道が二酸化炭素等の排出抑制を進める上で克服すべき課題は、道外都府県以上に大きいものと思えます。

中でも、本道の電力部門は化石燃料に依存する割合が高く、2019年度の北海道電力の電源構成割合は、石炭、石油、LNGといった化石燃料が電力量の70%を占めております。

国は、脱炭素化を進めていく上での様々な選択肢の一つとして、原子力の利用も成長戦略の中に位置づけております。安全性の確保が当然の前提となりますが、こうした国の政策方針について、知事はどのように受け止めているのか、北海道における原子力発電をどのように位置づけていく考えなのか、お伺いいたします。

次に、J R 北海道の経営改善についてであります。

政府は、現在開催されております通常国会に、J R 北海道の来年度以降の経営支援につながる新たな立法措置を提案し、現在審議中となっております。

この改正法案に先立ち公表された、国としてのJ R 北海道に対する支援の考え方の中には、経営安定基金による運用益の安定的確保や、青函トンネルの更新費負担といった構造的な課題への対応など、経営問題克服に向けた支援策がしっかり盛り込まれました。

このたびの立法措置と国による手厚い支援で、当面、J R 北海道の経営難が回避される見通しとなったことは、知事を先頭にオール北海道で国に働きかけてきた成果であり、国の御英断に感謝を申し上げたいと思えます。

しかし、J R 北海道が単独で維持することが困難として地域と連携しながら利用促進に取り組むこととされている、いわゆる黄色線区の8線区における今後の具体的な対応は明確にされず、道をはじめとする地域の対応に関心が集まっております。

道は、こうした状況を踏まえ、観光列車の導入に支援を行うことによって、これら線区での観光需要の喚起とJ R 北海道による需要の取り込みを支援していくこととし、このたびの予算案に所要の事業費を計上しております。

このたび国が示したJ R 北海道に対する支援方針に地域としてもしっかり応えていくことが、黄色線区の存続ばかりではなく、J R 北海道の経営を支え、道内の交通体系を維持していくことにつながるものと考えます。

知事は、J R 北海道をめぐるこのたびの国の対応をどのように受け止めており、道として今後どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、食産業の振興についてであります。

昨年末からの急激な新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国が発出した緊急事態宣言の対象地域は、首都圏や関西圏、中京圏など、国内最大の消費地であることから、食と密接に関連する流通業界では、消費マインドがさらに減退し、節約志向が高まることを懸念する声が聞かれ、道産食品の需要にも大きな影響が及ぶものと考えます。

道が感染拡大防止対策に最優先で取り組む必要があることは言うまでもありませんが、一方で、経済活動との両立も極めて重要であり、中でも、本道の強みである食は、関連産業の裾野が

広く、また、地域的な広がりを持った産業群を形成していることから、ウイズコロナ、ポストコロナの時代においても、本道経済を支える基幹産業として、これまで以上に大きな役割を果たすことが期待されております。

知事は、年頭の所感で、大きな強みである食や観光の魅力を一層磨き上げ、時代の先を見据えた政策を積極的に展開すると表明されました。

道は、これまで築いてきた食の北海道ブランドを堅持するとともに、コロナ禍収束後に直ちに反転攻勢に打って出ることができるよう、しっかり準備をすることが必要と考えます。

道は、道内の食品産業をめぐる状況をどのように認識しており、食産業振興にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、飲食関連事業者等への支援についてであります。

道は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、昨年11月7日から対策を強化し、約4か月の長きにわたって道民に対して不要不急の外出自粛等を求めてきたほか、札幌の薄野地区の飲食店などに対して休業や営業時間等の短縮を要請し続けてまいりました。

道は、要請に応じていただける飲食店等に対し、札幌市とも連携しながら協力支援金を支給してまいりましたが、こうした飲食店と取引のある食材卸業者の方々や花卉販売店、美容室、製氷業の経営者の方々など、飲食店の経営を支える事業者の方々も、道の協力要請で大きな影響を受けております。

また、札幌以外の地域の事業者も不要不急の外出自粛要請等で影響を受けておりますが、これまで支援の対象となってきたはおりませんでした。

我が会派は、昨年来、この点について問題提起をし、道の早急な対応を求めてまいりましたが、道は、このたび、こうした事業者の方々を支援することとし、来年度予算案に必要な事業費を盛り込んでおります。

これまで支援の手が届かなかった方々に配慮した事業が創設されることは評価をいたしますが、道のこれまでの感染拡大防止対策で、経営に大きな影響があった事業者を支えるという意味では、必ずしも十分ではないとの声も耳にいたします。

道は、このたびの支援金をどのような趣旨のものとして予算化したのか、厳しい経営状況にある飲食関連事業者の方々などに寄り添い、支援内容の充実を図る考えがないのか、お伺いいたします。

次に、観光の振興についてであります。

道内観光は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策として呼びかけられた外出や移動の自粛要請等の影響で、国内外の観光需要が激減し、道内の観光事業者は極めて厳しい状況に追い込まれております。

しかし、海外では、昨年末からワクチン接種が始まり、国内でも接種が始まったことから、いづれ人の流れが徐々に回復する段階に移っていくことが期待されます。

その際には、内外の観光地との激しい誘客競争、観光需要の争奪戦が見込まれ、そのときにな

って準備を始めても後手に回することは明らかであり、今から人の流れが再開することを見越し、大規模なパンデミックを経験した後の本道観光の在り方を見据えた取組を着実に進めていくことが求められております。

道は、コロナ禍で厳しい状況に置かれている本道観光の現状をどのように認識しており、どのような考えのもとで、その振興に取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、統合型リゾート、いわゆるIRについてであります。

知事は、一昨年11月の定例会で、IR誘致に前向きな姿勢を示しながら、区域認定までの限られた期間で環境への適切な配慮を行うことは不可能とし、事実上、申請の見送りを表明するとともに、来るべきときに備え、所要の準備を進める旨、答弁をしております。

その後、国は、昨年12月に申請に当たっての重要事項を定めたIR基本方針を決定するとともに、申請期限を令和4年4月28日までとする考えを示しました。

知事は、国が今回決定した期限までの申請についてどのように考えており、今後どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、北方領土問題についてであります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた結果、全ての北方四島交流等事業が実施できず、来年度の事業実施計画を話し合う北方四島交流代表者間協議の開催についても調整中とのことであり、先行きは不透明であります。

また、共同経済活動の各プロジェクトについても、日ロ間の専門家会合等がテレビ会議で実施されるといった動きはあるものの、具体的な進展が見えてきてはおりません。

そうした中で、2月15日に、プーチン大統領が、昨年改正されたロシア憲法に盛り込まれた領土割譲の禁止条項を念頭に置き、北方領土の引渡しに応じない考えを示唆したと報じられ、道民や元島民からは、今後の対ロ交渉の行方を不安視する声が上がっております。

北方領土を取り巻くこうした最近の状況を踏まえ、知事は、北方領土問題の解決に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、空き家対策についてであります。

道では、平成27年に空き家等対策に関する取組方針を定め、北海道空き家情報バンクの開設、運営による空き家の活用促進や空き家相談会の開催などにより、市町村の空き家対策を支援してきたと聞いております。

しかしながら、道内では、相続後の話し合い等が進まず、住宅市場に流通しない空き家が増加傾向にあるほか、居住者が高齢者だけの住宅など、将来、住み替え等により空き家になる可能性の高い家屋など、いわゆる空き家予備軍が増加するといった新たな課題も生じてきております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、首都圏など、人口が過密になりがちな地域での感染リスクが意識されるとともに、テレワークの普及に伴い、通勤圏に制約されない居住地選択の動きが広がる兆しを見せております。

その影響で、これまで続いていた首都圏への人口集中の流れに変化が見られ、今後、地方での

居住やワーケーションの場として、道内の空き家に目を向ける動きが出てくる可能性があります。

道では、年度内に現在の取組方針を見直すとしておりますが、空き家をめぐる新たな課題や最近の状況変化等を踏まえ、どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてであります。

7月に迫った東京大会を万全な感染対策の下で開催すべく、新体制の大会組織委員会を中心に、東京都や国などが緊密に連携し、様々なケースを想定して準備を進めており、知事も、記者会見では、安全、安心を最優先に、感染防止対策の徹底を前面に出すことや、日常での様々な感染防止対策をレガシーとして残すという考え方で進めるべきとの考えを示しております。

今月の25日に聖火リレーがスタートし、6月13日、14日の両日には、道内の18の市町を回ります。

また、5月の「こどもの日」には、札幌で開催されるマラソン競技のテストイベントとして、北海道・札幌マラソンフェスティバル2021が実施されますが、競技や会場の運営、観客への対応など、コロナ禍でのオリンピック開催に向けた試金石として、しっかりとした対応が求められます。

ワクチン接種は始まったばかりであり、国内でも感染力の強い複数の変異種が確認されるなど、厳しい状況が続きますが、道として、マラソンフェスティバルなどにどのように取り組み、大会本番の運営等にどう生かしていくのか、オリンピック開催を本道経済の回復にどうつなげていく考えなのか、お伺いいたします。

次に、自殺対策についてであります。

2月に公表された令和2年の全国の自殺者の暫定値では、前年から4.5%、908人増加し、2万1077人となって、リーマンショック後の平成21年以来、11年ぶりに増加に転じております。

中でも、小・中・高校生の自殺者は479人に上り、過去最多となっていることや、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し始めた7月以降に自殺が急増していること、男性の減少に対して、女性は15.3%増加していることなど、従来とは異なる特徴が見られ、本道では自殺者数が951人と、前年から減少しているものの、女性の大幅増加といった全国と同様の傾向が見られます。

これらの背景には、家庭内で女性が抱える仕事や育児、暴力などの悩みや、一斉休校などで同級生と会えない、オンライン授業についていけないといった子どもたちの悩みがコロナ禍で深刻化していると考えられ、これらの悩みにきめ細かく対応できる相談機能の充実などが求められます。

自殺は、その多くが追い込まれた末のもので、様々な社会的要因があるとされており、感染の収束が見通せない中で、自殺対策は喫緊の課題となってきておりますが、道は、コロナ禍における自殺防止にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、北海道農業・農村振興推進計画についてであります。

今後5年間の本道農政の中期的な指針となる第6期計画の策定に向けて、これまで議会議論を重ねてまいりましたが、さきの農政委員会で計画案が報告され、本道が国内最大の食料供給地域として、その潜在力をフルに発揮することで、国民全体の食を持続的に支えていくための様々な施策が示されております。

今回の計画に新たに盛り込まれる地域別の「めざす姿」では、「将来の担い手に選ばれる 輝く上川の農業・農村」といった姿などが掲げられておりますが、担い手の減少や労働力不足などによる生産基盤の脆弱化、さらには、経済のグローバル化の進展やコロナ禍への対応など、農業、農村を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中での取組になります。

道では、次世代の農業者をはじめとする意欲ある担い手が、持続可能で生産性が高い農業・農村づくりに夢を持って取り組むことができるよう、それぞれの地域が掲げる「めざす姿」の実現に向けて、どのように実効性を確保し、施策を展開していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてであります。

3シーズンぶりに国内で発生した高病原性鳥インフルエンザは、西日本を中心に、現在では17県で51事例が発生しており、960万羽を超える鶏やアイガモが殺処分されるなど、過去最大規模の発生状況になってきております。

本道でも、1月に千葉県のアイガモ飼育農場での発生を受けて、飼育農場から出荷されていたひな約600羽の殺処分が行われたほか、帯広市や旭川市では野鳥の死骸からH5N8型ウイルスが検出されております。

昨年の第4回定例会での我が会派の同僚議員の一般質問で、知事からは、養鶏場での立入検査等の実施や重点的に取り組む衛生管理項目などを明確にする旨の答弁があり、国でも、基準を守らない事業者名の公表など、より強い措置を都道府県に求める方針を示しております。

今後、北海道など北日本では、渡り鳥の春の北上シーズンを迎え、一層の警戒が必要になりますが、道は、これまでどのように取組を行ってきたのか、さらなる侵入防止対策の徹底に向けてどう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、水産業の振興についてであります。

本道の水産業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、ホタテガイをはじめとする水産物単価の下落に加え、近年の海洋環境の変化によるアキサケなどの主要魚種の生産が低迷しており、1月に公表された漁業生産状況の速報では、平成27年に3000億円を超えていた漁業生産額は、昨年は、前年から約370億円が減少し、2000億円程度まで急落する状況になってきております。

全体の生産量は114万トンと、イワシの豊漁で100万トンは上回りましたが、サンマやスルメイカが過去最低の水揚げとなったほか、アキサケも全道的な来遊不振で約5万トンの生産量にとどまり、親魚の不足から、ふ化放流のための採卵計画を8%下回るなど、ふ化放流事業への影響も懸念されます。

このような厳しい漁業環境の中、漁業者の暮らしを守り、減少傾向にある漁業資源を一刻も早

く立て直すことが喫緊の課題となってきましたが、道として、本道の水産業の振興に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、森林整備の推進についてであります。

道では、本道における森林の計画的な伐採や、伐採後の着実な植林などに取り組み、森林資源の循環利用を進めるとともに、国土の保全など、多面的な機能の維持に努めてまいりましたが、今後は、カーボンニュートラルを目指す上でも、CO₂の吸収源としての機能が十分発揮できる森林づくりを進める必要があります。

現在、道が改定作業を進めている北海道森林吸収源対策推進計画では、2030年度の道の温室効果ガス排出量削減目標の約2割に相当する480万トンの森林吸収量の目標を新たに設定するとしており、森林吸収量の安定的な確保に向けて、国が、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長して取り組むとしております計画的な間伐や再生林、成長に優れた樹種の苗木の利用や、森林環境譲与税を活用した森林整備、木材利用などの取組を市町村と連携して積極的に進めることが求められます。

道は、多様な機能を備える本道の森林整備に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、教育問題についてであります。

初めに、少人数学級編制等についてであります。

国では、Society 5.0時代の到来や、子どもたちの多様化の進展等を踏まえ、子どもたち一人一人の可能性を引き出し、教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能にするため、公立小学校の学級編制標準を引き下げて、令和3年度からの5年間で35人学級を実現することを目指しております。

また、1月に出された中央教育審議会の答申では、令和4年度をめどに小学校高学年からの教科担任制を導入し、5年生から外国語や理科、算数といった教科を専科指導の対象とすることや、学校規模、地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方を検討することなどを求めています。

道教委でも、きめ細やかな指導の充実を図るため、加配定数を活用して、令和4年度までに35人学級を3・4年生まで拡大する取組を進めておりますが、今後は、全学年への拡大をはじめ、教科担任制導入などに向けた取組を加速させる必要があります。

35人学級等の円滑な導入など、学校における指導の一層の充実に向けて、道教委としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、教員の確保、資質向上等についてであります。

全国の小学校が35人学級となる令和7年度までに約1万4000人の教員が必要との試算があり、35人学級の導入を加速するためには、何よりも教員の確保等が重要になりますが、小学校教員のなり手不足は全国的にも深刻な問題となっております。

道教委では、教員採用選考検査の改善の取組や、学校における働き方改革「北海道アクション

ン・プラン」による取組、教員育成指標を踏まえた研修計画に基づく取組などを通じて、教員の確保や魅力づくり、資質の向上に努めておりますが、教員定数の拡大や教科担任制への対応を見据え、計画的に教員確保等に取り組んでいく必要があります。

質の高い教員の確保等に向けて、道教委はどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校においては、保護者や地域住民からの要望や苦情が増加し、従前の対応では解決できない問題など、教員の負担が増えていることへの対応や、信頼を損ねる不祥事の防止などへの対応が求められております。

信頼される学校教育を実現するためには、個々の教員を学校全体や教育委員会がしっかりと見守ることのできる体制づくりが重要となりますが、道教委では、信頼される学校教育の実現に向けてどのように取組を進めていく考えなのか、お伺いいたします。

最後に、公安問題についてであります。

昨年までの道内における刑法犯や交通事故等の発生状況を見ると、年々減少傾向にあり、これまで現場で防犯活動に当たってきた一人一人の警察職員による御精励と創意工夫のたまものと評価をいたします。

一方で、高齢者などを狙った振り込め詐欺など、卑劣な特殊詐欺事件が後を絶たず、さらに、サイバー犯罪や飲酒運転事故、覚醒剤などの薬物事犯も依然として道内で発生しております。

また、今年は、オリンピックのマラソン競技や競歩、サッカーの予選などが道内で開催される予定となっております、こうした面でも不測の事態に備えた万全の対応が求められております。

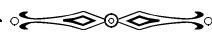
あわせて、こうした重要な課題に取り組む上で、昨年のような道民の信頼を裏切る不祥事はあってはならず、警察職員一人一人の規律の保持など、信頼回復や確保に向けた取組が求められております。

警察行政を取り巻くこのような様々な状況を踏まえ、新年度に向けて、どのような考え方で警察行政を推進し、道民の負託に応える考えなのか、警察本部長の考えをお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩



午前10時54分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）答弁に先立ち、一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、治療、療養を続けられている皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、感染拡大の防止に向け、最前線で日々奮闘されている医療・介護従事者の皆様、行動変容などに多大な御協力をいただいている道民の皆様、事業者の方々に、心から感謝を申し上げます。

自民党・道民会議、東議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。本道においては、長引く新型コロナウイルス感染症の流行により、地域社会や経済活動に深刻な影響が及び、多くの皆様が、日々の暮らしや将来に対し、大きな不安を抱かれていますものと痛感しております。

私としては、道民の皆様の命と暮らしを守り抜くことを改めて心に刻み、感染対策の決め手であるワクチン接種の体制整備をはじめ、感染拡大の防止に全身全霊を傾けるとともに、社会経済への影響の最小化に向け、全力で取り組んでまいります。

新年度は、こうした守りをしっかりと固めることを最優先とし、その上で、国内外の情勢変化や社会変革の動きを的確に捉え、デジタル化やカーボンニュートラルなど、中長期的な観点からポストコロナを見据えた攻めの政策に挑戦していく考えであり、見直しを進めている総合計画にも反映してまいります。

また、その推進に向けては、これまで幾多の困難を克服しながら、食や観光などの産業競争力を高め、今日の北海道を築いてきた先人の英知と努力を広く道民の皆様と共有し、私が先頭に立ち、一丸となって現下の危機を乗り越え、本道の確かな未来を切り開いてまいる考えであります。

次に、ワクチンの接種についてであります。ワクチンの接種は、感染対策の決め手であり、道としては、希望される全ての道民の皆様が安心して円滑に接種いただける体制を整える必要があると認識しているところであります。

このため、道では、本年1月に対策本部指揮室に専門組織を設置し、ワクチンの流通調整や専門的相談体制の整備などを進めるとともに、振興局の対策地方本部に地域支援を担う体制を整え、実情に即した支援に取り組んでいるところであります。

今後、医療従事者等への優先接種、次に高齢者の方、基礎疾患のある方、一般住民の方などの順で接種を円滑に行っていくため、国が実施した医療従事者の方々への先行接種で得られたノウハウや課題、副反応の知見などを速やかに提供するように国に要望いたしますとともに、引き続き、国からの積極的な情報収集はもとより、医師会など医療関係団体や市町村などと情報共有をさらに緊密に行い、市町村に対し、複数自治体による連携事例や民間ノウハウの活用事例など、他の自治体の取組を紹介するなどしながら、ワクチンの有効性や安全性などに関する住民の方々への情報提供も含めた必要な準備を進め、身近な地域で安心してワクチン接種が受けられる体制が確実に整備されるよう努めてまいります。

また、国からのワクチンの供給に関して、道内の医療従事者等で優先接種を希望される方は、現在、集計中のため、最終的には増加する見込みではありますが、2月22日現在、約16万3000人

で、来週までに供給される医療従事者等へのワクチンは、当面、50箱、約5万回分となっております。

本道における65歳以上の高齢者の方は、住民基本台帳から約166万人で、4月上旬に国から供給される高齢者の方向けのワクチンは、22箱、約2万2000回分となっているところでございます。

道としては、医療従事者等への接種分については、医療関係団体からの御意見もお伺いしながら、まずは、道内の感染症指定医療機関と患者の入院治療に当たる医療機関に配分をすることといたしましたほか、高齢者の方への接種分については、今後、国から示される手続等の詳細な情報などを踏まえつつ、接種に向けた体制整備が図られている市町村を優先することなども含め、道の対応を検討してまいります。

次に、今後の検査等についてであります。道では、高齢者施設や医療施設等における集団感染事例が多く発生をしている中、重症化リスクの高い方が利用する高齢者施設などの職員や入所者等に対する積極的な検査の実施など、感染拡大防止に向けた取組を効果的に進めることが必要であると認識をしております。

このため、高齢者施設等に対し、症状のある方がいる場合には、速やかに保健所へ御連絡いただくよう、引き続き積極的に呼びかけるとともに、感染者を確認した場合には、症状の有無にかかわらず、全ての職員や入所者の方々にPCR検査を実施するなど、幅広く検査を行うことに加え、今後は、感染拡大が見られる地域における行政検査の対象を感染者が発生していない施設に拡大するなど、地域の感染状況に応じた対応に努め、高齢者施設等に対する集団感染の防止をさらに図っていきますほか、感染対策の決め手であるワクチンの接種状況を見据えながら、PCR検査のプール法など、多様化する検査方法の活用について、その精度や効率性なども勘案しつつ、早期探知や感染拡大防止の観点から、効果的な検査の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、医療提供体制についてであります。道では、病床確保計画に基づき、地域の感染状況に応じて受入れ可能な病床数を確保することとしておりまして、これまで、患者数や病床の利用状況も勘案しながら、3次医療圏単位で確保病床数の拡充や宿泊療養施設の開設を進めてまいりましたほか、重点医療機関や協力医療機関の指定、重症患者の方の広域搬送体制の確保などに取り組んできたところでございます。

道内では、これまでも地域の医療提供体制に著しい負荷がかかる状況を経験してきたことから、道といたしましては、今後再び感染が拡大した場合も想定し、国の緊急包括支援交付金や緊急支援事業などを活用しながら、受入れ病床のさらなる拡充や回復患者の方を受け入れる後方医療機関の確保、支援を要する医療機関への医療従事者の方の派遣など、感染症患者の皆様に対する医療提供体制の一層の充実を図ってまいります。

次に、感染症対策の推進体制についてであります。道では、これまで、全庁を挙げて、この感染症との闘いに邁進をしてきたところでございますが、今後は、道民の皆様へのワクチン接種

や変異株など、新たな対応も含め、この感染症のさらなる抑制に向け、現在の体制を一層強化していく必要があるものと認識しております。

このため、新年度の組織機構改正に当たっては、保健福祉部に新たに新型コロナウイルス感染症対策監を配置し、その下に医療体制や地域支援などを専掌する感染症対策局を新設し、感染症対策をより効果的かつ効率的に推進することとしたところであります。

また、地域の健康危機管理を担う保健所に関しても、保健師を増員し、即応体制を充実いたしますとともに、保健所設置市とのさらなる連携強化を図るため、新たに職員を配置するほか、ウイルスを遺伝子レベルで高度解析し、変異株の検出にも対応するなど、国内外において新たに出現した感染症や環境の変化などにより再燃した感染症に関する情報収集や分析を行うため、衛生研究所の感染症センターに健康危機管理部を新設するなど、感染症対策の推進体制を重層的に拡充強化し、より機動的に、かつ、専門・技術的な機能を高めることとしたところであります。

今後は、そうした機能を十分に発揮しながら、感染症の早期終息に向けて取り組んでまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正についてであります。道では、特措法や感染症法の実効性がより確保できるよう、全国知事会を通じて国に要請し、今般、改正法が迅速に審議され、成立をしたことは評価しているところであります。

その運用に当たっては、知事権限の行使に際し、罰則等の適用の慎重な運用を求める附帯決議や、特措法第5条の基本的な人権の尊重、感染症法第22条の2の最小限度の措置等の規定を踏まえ、まずは、措置の対象となる道民の皆様や事業者の方々の協力要請等への御理解を前提に対応してまいります。

また、感染者情報の公表は統一的であるべきとの考えのもと、国の検討状況も見極めつつ、独自に市町村に対し実施している、公表の在り方に関するアンケート調査を取りまとめ、その内容の分析や専門家等の御意見をお伺いし、市町村とも十分に協議を重ねつつ、道民の皆様が蔓延防止に向けた適切な行動を取る上での必要な情報を伝える観点に立って、できるだけ早期に道としての情報提供の方法を整理してまいります。

さらに、道といたしましては、このたびの法改正により新たに導入されましたまん延防止等重点措置に関する国への要請の考え方等について、独自の警戒ステージや対策要綱に反映をするなど、今後とも、関係機関等との連携を密にし、感染拡大防止に向け、より効果的な取組の推進に努めてまいります。

次に、今後の感染症対策についてであります。2月16日に延長した以降の集中対策期間については、感染者数が減少する中、道民の皆様のモチベーションを保つため、期限を明示して取り組むこととしたところであり、私としては、現在の感染状況を踏まえ、予定どおり、今月7日をもって終了したいというふうに考えております。

今後の対応については専門家などの意見をお伺いしているところでありますが、人の移動が活発になる時期に備え、ワクチン接種の環境づくりを進めるためにも、感染の再拡大を防止してい

くことが重要であると認識しております。

このため、外出や飲食の場面において感染リスクを避ける行動の徹底を促すことはもとより、転勤シーズンを見据え、引っ越しの分散化や着任日の柔軟な対応など、経済団体と連携して働きかけるとともに、道の赴任期間を7日間から21日間に延長するほか、挨拶回りを自粛するなど、道職員が率先して対策に取り組むことといたしました。

また、隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施や変異株に対する監視体制の強化など、感染再拡大の予兆を探知する取組を進めながら、特定の地域において拡大傾向が見られる場合には、強い措置を早めに講じつつ、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安である10万人当たり15人を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生じるおそれがあると認められるときには、専門家の御意見をお伺いしながら、まん延防止等重点措置の国への要請を検討するなど、迅速に対応してまいりたいと考えております。

その際には、住民の皆様のご理解や協力を得る観点から、当該市町村とも十分に調整をし、地域の感染状況など、必要な情報を住民の皆様と共有した上で、適切な対策を講じてまいります。

私としては、感染症との闘いは今後も続くものと考えており、まずは、こうした感染の再拡大防止に最優先で取り組むこととし、感染状況を慎重に見極め、必要な対策を講じた上で、域内の経済循環の促進等に向けた取組を段階的に進めるなど、感染症に強い社会の構築を目指してまいります。

次に、総合計画の見直しについてであります。感染症が道民の皆様のご生活や経済に様々な影響を及ぼす一方、人々の価値観と生き方の見直しや、脱炭素化といった社会変革の動きが本格化し始めており、こうした変化への的確な対応に向けて、総合計画の見直しを行ってまいります。

道としては、危機に対する強靱な社会の構築、北海道の真価の発揮、社会の変革への挑戦の三つを今後の政策展開の基本方向に位置づけ、感染症対策と社会経済活動の両立が可能となる強靱な社会の構築はもとより、広域分散といったハンデを新たな価値へ転換し、産業や雇用、生活の場を創出していくとともに、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの推進といった、コロナ以前への回帰にとどまらない新たな社会の実現に向けた取組を加速するなど、本道のさらなる飛躍につなげてまいります。

私としては、こうした考えを道民の皆様と広く共有しながら、ポストコロナにあっても、輝き続ける北海道を実現していけるよう取り組んでまいります。

次に、今後の財政運営についてであります。議員が御指摘のとおり、感染症の影響により、これまで着実に縮小してきた収支不足額は、令和3年度には拡大に転じるなど、道財政は今後も厳しい見通しにあるところであります。

このため、まずは、国に対し、今後の財政運営に支障が生じることのないよう、全国知事会などとも連携し、一般財源総額の確保について強く求めていくとともに、施策や事務事業のより一層の徹底した精査や取捨選択などの歳出の削減、効率化のほか、未利用地等の売却や貸付けな

ど、あらゆる手法による道有資産の有効活用といった歳入確保に加え、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等の民間資金の積極的な活用や財政調整基金の確保など、様々な取組により、政策展開に必要な財源の確保に取り組んでまいります。

私としては、感染拡大防止と社会経済への影響の最小化に全力を尽くすことはもとより、ポストコロナの北海道を見据えた中長期的な道政課題などにも着実に取り組んでいくことができるよう、このたびお示しをした行財政運営の基本方針に基づき、引き続き、財政の健全化に向けた取組を進めてまいります。

次に、デジタル化の推進についてであります。感染症の拡大により、暮らしを支えるデジタル化の遅れが顕在化しており、現在策定中の北海道Society5.0推進計画においては、行政のオンライン手続の拡充をはじめ、遠隔授業やテレワーク環境の整備など、感染拡大防止と社会経済への影響の最小化を図る取組を喫緊の課題として重点的に進めることとしております。

あわせて、推進計画で掲げた10年後の未来社会を目指し、広域分散、積雪寒冷といった特性や、我が国の食を支える力強い1次産業など、本道の独自性や強みを踏まえながら、5年間で、暮らし、産業、行政の3分野において、遠隔医療や効率的なエネルギーマネジメントシステムの普及、スマート農林水産業の推進、さらには、全市町村でのオンライン手続の導入などの取組を集中的に進めるとともに、これらの土台となる通信基盤の整備や新サービスの創出などにもつながるデータの利活用を進める考えであります。

道といたしましては、今後、推進計画に基づき、地域や事業者の皆様との連携のもと、北海道Society5.0の実現に向け、取組を加速してまいります。

次に、デジタル人材の確保についてであります。北海道Society5.0の実現に向けて、暮らしや産業など、様々な分野におけるデジタル化を推進していくためには、ICTやAIなどに係るデジタル技術の知識やノウハウを有する人材の育成と確保が一層重要になっているものと認識しております。

こうした中、道では、新年度に向け、未来技術の活用や行政のデジタル化、市町村におけるデジタル化のサポート等を推進する体制を整備いたしますとともに、こうした取組を着実かつ効果的に行うため、ICTの知識と10年以上の実務経験を有する人材の新たな採用や、現在国が検討している自治体職員に対する研修といった支援策の活用も進めながら、庁内におけるデジタル人材の育成や確保に取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策推進計画についてであります。新たな計画案では、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた目指す姿を長期的な視点と位置づけるとともに、省エネルギー・新エネルギー促進行動計画や森林吸収源対策推進計画などの関連計画で掲げる数値目標との整合を図り、2030年度の削減目標を2013年度比で35%削減としたところであります。

この目標の達成に向けて、私をトップとした部局横断組織である地球温暖化対策推進本部を拡充改組し、地域の特色を生かした取組をより一層促進するため、振興局長等をメンバーに追加いたしますとともに、この本部の下に、本道におけるゼロカーボンの推進、道自らの事務事業や道

有施設における脱炭素化、気候変動による影響への対策に関する三つのプロジェクトチームを設け、それぞれの関係部局が連携して具体的な施策を検討し、脱炭素化の取組を各地域に浸透させ、機動的かつ効果的に進めてまいりたいと考えています。

また、こうした取組を進める上で、産業、経済、金融等の幅広い関係者と連携協働することが重要であることから、これらの関係者による合意形成に向けて協議する場を新たに設置し、脱炭素社会の実現に向けた課題や推進方策、各主体の積極的な取組等についての意識を共有し、それぞれが行動するなど、道民の皆様や事業者の方々などと目指す姿について共有するとともに、取組の見える化を図りながら、社会システムの脱炭素化を着実に推進し、環境と経済、社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現に向け、私が先頭に立って積極的に取り組んでまいります。

次に、系統接続問題への対応についてであります。道では、次期行動計画において、本道の豊かな新エネルギー資源を最大限活用し、エネルギー基地・北海道として、本道や首都圏など、全国に電力を供給し、地域経済の好循環に結びつけていくため、系統制約への対応を重要な課題として位置づけております。

このため、道といたしましては、様々な新エネルギー等を効果的に組み合わせ、地域単位でエネルギーの需給を管理する需給一体型の分散型エネルギーシステムの構築を促進するなど、地域における新エネルギーの最大限の活用を図りますとともに、国のグリーン成長戦略の策定を踏まえ、2027年度までに容量拡大を目指している北本連系について、今後、国に対し、整備の前倒しや、さらなる増強を働きかけてまいります。

また、本年1月から受付が開始された既存系統を有効活用するノンファーム型接続の先行事例などの情報を収集し、市町村や事業者の皆様への提供に努めますとともに、今後の洋上風力発電の導入に必要な系統整備の在り方を、官民が連携して国に対して積極的に提案をしていく考えでございます。

次に、グリーン成長戦略についてであります。国のグリーン成長戦略は、2050年のカーボンニュートラルに向け、エネルギー分野における脱炭素化の取組を経済成長の機会と捉え、関連産業の振興に取り組むものであり、再生可能エネルギーが豊富に賦存する本道にとって、経済の好循環につながる政策であるというふうに認識しています。

道といたしましては、ゼロカーボンの実現につながるよう、バイオマスや地熱などの新エネルギーと住民の方々が所有する電気自動車などをIoT技術により組み合わせ、地域で電力として活用する需給一体型の地産地消や洋上風力発電の導入の取組などにより、道内外へ電力を供給するエネルギー基地・北海道の確立を図るとともに、国の戦略の考え方を踏まえ、経済の好循環につなげるため、エネルギー関連産業が成長産業の一つとなるよう、国内外からの投資や道内企業の参入を促すほか、水素社会の実現に向けたサプライチェーンの構築をはじめ、省エネルギー性能に優れた北方型住宅の普及促進、さらには、冷涼な気候を生かしたデータセンターやゼロカーボンに資する植物工場の誘致など、環境関連産業の振興に全庁が一丸となって取り組んでまいります。

考えであります。

次に、原子力政策についてであります。国では、エネルギー基本計画において、原子力を、運転時には温室効果ガスを排出しないエネルギーと位置づけるとともに、このたびのグリーン成長戦略においては、確立した脱炭素技術であり、可能な限り依存度を低減しつつも、安全性向上を図り、引き続き最大限活用していくとしているものであります。

国の計画における、原子力は運転時に温室効果ガスを排出しないとの内容は、道の省エネルギー・新エネルギー促進条例と同様である一方で、道の条例においては、国の考え方とは異なり、原子力を過渡的エネルギーと位置づけており、私も条例と同様の認識を持っているところであります。

いずれにいたしましても、道といたしましては、電力は安全性の確保を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすべきと考えております。

次に、J R北海道に対する地域の協力や支援についてであります。昨年末に発表された令和3年度以降における国のJ R北海道に対する支援については、従来の支援の継続に加え、経営安定基金の運用益の安定的な確保など、道議会の皆様をはじめ、市町村や経済界の皆様とともにオール北海道で取りまとめた提言が十分に反映されるとともに、コロナ禍がJ R北海道の経営に及ぼす影響を最小限とする方策についても盛り込まれており、J R北海道の経営基盤の強化につながる支援策が講じられたものと受け止めております。

私としては、J R北海道には、新たな国の支援策の重みや地域の思いをしっかりと受け止めた上で、本道の鉄道ネットワークを担う交通事業者としての覚悟と使命感を持って、経営自立に向けて、その先頭に立ち、全力で取り組んでいただかなければならないというふうに考えております。

また、地域としても、可能な限りの協力や支援が重要という認識のもと、J R北海道や地域関係者の皆様との連携を一層強固なものとし、観光列車の取得への支援や鉄道活性化協議会の取組などを通じ、鉄道の利用拡大に向けて着実に成果を積み重ねながら、本道の持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、食産業の振興などについてであります。このたびのコロナ禍により、道内の生産者や食品事業者の皆様は、価格の低迷や売上げの縮小など、大変厳しい状況にあると認識をしております。

道産食品の消費喚起や販路を確保していくためには、巣籠もり需要の拡大といった消費動向の変化にも対応しながら、食の北海道ブランドを幅広く発信していくことが重要であります。

このため、道といたしましては、来年度、プレミアム付き商品券の発行や通販サイトを活用した割引販売を実施いたしますとともに、首都圏などにおいて、農水産品や加工品など、幅広い道産食品のフェアを多店舗で開催し、生産者の皆様の販路拡大支援に努めてまいります。

さらに、国内外のゲートウエーである羽田空港において、どさんこプラザ羽田空港店を6月に

開設し、北海道の食の情報発信拠点の一層の充実を図りますとともに、海外のどさんこプラザ等を活用し、現地商談会を実施することとしており、引き続き、本道の食産業の持続的な発展に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、時短や外出自粛等により影響を受けた事業者の皆様への支援についてであります。本道では、昨年秋以降の感染症の再拡大に伴い、時短営業や往来・外出自粛などの対策を講じてきた中で、道内の様々な事業者の皆様が経済的な影響が及んでいるものと認識をしております。

このような中、国が示した支援策は、このたびの緊急事態宣言が発令された地域と発令されなかった地域で格差があることから、早期に独自の対策に取り組んできた道内の事業者の皆様にも支援が及ぶよう、国に繰り返し要請をしているところであります。

一方、私といたしましては、厳しい経営環境に置かれている事業者の皆様への感染防止に向けたこれまでの協力に対する支援として、道独自の支援金制度を新たに創設したものであります。

道といたしましては、限られた財源を効果的に活用し、時短に御協力いただいた事業者の皆様への取引先や札幌市以外の飲食店など、往来・外出自粛の影響を受けた全道の様々な事業者の皆様へきめ細かく目配りをしながら、幅広く支援が行き届くよう、早急に制度の詳細検討を進めるとともに、現時点での制度の概要を明日から道のホームページでも公表いたしますほか、市町村による支援等についても引き続き呼びかけを進めてまいります。

次に、今後の観光振興についてであります。感染症の長期化により、道内の観光関連産業がかつてない厳しい状況に置かれる中、昨年11月から感染者数が急増し、旅行需要が再び減少したことは、国や道の金融支援や雇用調整助成金などの活用により、何とか事業継続を図ってきた事業者の皆様にとって、極めて危機的なものと認識をしております。

このため、道では、事業継続等の支援制度の活用に加え、まずは、感染拡大防止を徹底しながら、どうみん割の再開や教育旅行の支援など、地域内から道内、道外へと、段階的に観光需要を回復する取組を進める考えであります。

また、この夏のオリパラやアドベンチャートラベル・ワールドサミットの機会を最大限生かしつつ、ポストコロナを見据え、先般、中間取りまとめでお示しをした次期観光のくにづくり行動計画の考え方に沿って、ワーケーションといった新しい旅行スタイルの推進などの施策についても、時期を逸することのないよう展開してまいります。

次に、I Rに関する今後の取組についてであります。I Rは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待されることから、私としては、その誘致に挑戦をしたいと考えております。

しかしながら、感染症の影響によるI R事業者の方々の経営状況や社会経済情勢等を踏まえると、国が決定した期限では十分な検討期間が確保されないことから、今回、申請を行う考えはございません。

道では、次期観光のくにづくり行動計画の中間取りまとめにおいて、新たなインバウンドの取り込み方策の一つとしてI Rを位置づけたところであり、今後、先行するほかの自治体の事例も

踏まえながら、感染症対策はもとより、施設機能や効果等を示した北海道らしいIRコンセプトを構築し、7年後とも言われる来るべき申請に向けて、計画的に取り組んでまいる考えであります。

次に、北方領土問題についてであります。私といたしましては、昨年からのロシアでの憲法改正やプーチン大統領をはじめとする要人の発言などは、元島民の方々はもとより、道民の皆様的心情なども考えると、大変残念なことであり、平和条約交渉への影響を懸念しております。

今日に至るまで不法に占拠されている歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の島々から成る北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない我が国固有の領土であり、菅総理は、今国会において、1956年の日ソ共同宣言を基礎とし、領土問題を四島の帰属の問題と位置づけた1993年の日ロ関係に関する東京宣言や2001年のイルクーツク声明を含むこれまでの日ロ間の諸合意を踏まえて、粘り強く外交交渉を進めていくことに変わりはない旨、発言をしております。

北方領土を行政区域の一部とする北海道の知事として、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの政府の基本方針の下、毅然とした態度での強力な領土交渉の一層の加速に加え、万全な感染症対策を講じた四島交流等事業の再開を強く求めていきますとともに、北方四島の一日も早い返還に向け、強い意思を持って外交交渉を支え、後押しするため、世論喚起や機運醸成となる道内外に向けた幅広い啓発活動を展開するなど、全力で取り組んでまいります。

次に、今後の空き家対策についてであります。道内では、住宅市場に流通しない空き家や、将来に空き家となる可能性がある、いわゆる空き家予備軍が増加している一方、コロナ禍による在宅勤務やテレワークなどの広がりに伴い、空き家に対する関心の高まりも見られることから、道では、こうした課題に対応するため、現在、空き家等対策に関する取組方針の見直しを進めているところであります。

見直しに当たっては、北海道空き家情報バンクにおいて、空き家活用のニーズを把握し、マッチングを行うなど、これまでの取組を拡充するとともに、新たな取組として、空き家の相談や調査に対応するための市町村における人材の育成や、アフターコロナのニーズに対応したサテライトオフィスなど、居住地や用途にとらわれない幅広い活用の促進に取り組むこととしております。

こうした空き家対策の一層の推進により、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めてまいります。

次に、東京オリンピックについてであります。万全の感染対策の下で東京大会が開催されることは、そのこと自体が大会のレガシーとして、その後の経済や社会生活を営む上で財産になるものと考えております。

そのため、北海道・札幌マラソンフェスティバル2021や聖火リレーについて、ランナーの感染防止や沿道の応援対策などを徹底し、大会本番で、アスリートや観客、道民の皆様など、全ての方々の安全、安心の確保に結びつけていく必要があるものと考えております。

道といたしましては、大会の開催効果を全道へ波及させるため、競技開催地として国内外から注目を集めるチャンスを生かし、首都圏における食や観光、文化の一体的なPRや、札幌市内における市町村と連携した地域の多様な魅力発信を行いますとともに、コロナ禍においても安全、安心な北海道を世界に発信することで、本道のブランドイメージの向上を図り、今後、国内客はもとより、インバウンドの再獲得、国内販路開拓や海外との経済交流の活性化に取り組み、本道経済の回復につなげてまいります。

次に、自殺対策の取組についてであります。本道において、感染症の終息が見通せなく、経済や生活上の問題の悪化などもある中、多くの貴い命が失われており、依然として深刻な状況にあるものと認識をしております。

このため、道では、精神保健福祉センターや保健所において、命や心に関する悩みの御相談に対応いたしますほか、電話相談を実施している民間団体に対し、感染リスクの低減のためのマスクや消毒用アルコールなどの環境整備費を補助するなどして相談体制の強化に取り組むとともに、相談窓口や各種支援策について周知を図っているところでございます。

今後ともこれらの取組を進めていきますほか、新年度から、新たに、コミュニケーションが苦手な方でも安心して相談できるよう、SNSを活用した相談体制を構築するなどし、より多くの悩みを抱える方々に寄り添っていくとともに、北海道自殺対策連絡会議などの場を活用し、教育機関や商工労働関係団体、民間活動団体などの関係機関との連携を一層強めながら、総合的かつ効果的な自殺対策に取り組み、道民の皆様大切な命を守ってまいります。

次に、農業・農村振興推進計画についてであります。食料の安定供給はもとより、地域の社会や経済を支えている本道の農業、農村が、将来に向けて持続的に発展し、期待される役割を果たしていくためには、道内のそれぞれの地域が資源や潜在力をフルに発揮し、生産力と競争力を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、新たな計画では、生産者や市町村など、関係の皆様と検討を進め、おおむね10年後の振興局単位を基本とした農業、農村の「めざす姿」をお示ししたところであります。

今後、その実現に向けて、地域における推進体制を整備し、課題解決を図るための様々な取組を地域ぐるみで進めていくこととしております。

私としては、地域からの御要望や御提案を踏まえ、生産基盤整備の促進やスマート農業の加速化、道産農産物のブランド力の強化や国内外への需要拡大、農業、農村を支える多様な人材の育成確保、農村ツーリズムの推進など、きめ細かな支援を行い、地域ごとの「めざす姿」の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、水産業の振興についてであります。本道では、近年、海水温の上昇など、海洋環境の変化による主要魚種の生産減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、ホタテガイなどの価格が低迷し、道産水産物の安定的な供給や漁業経営に大きな影響が生じているところであります。

このため、道としては、一刻も早い生産の回復に向けて、来年度、環境の変化に強いアキサケ

の稚魚の育成を道内の全ての海域を対象に拡大いたしますとともに、安定的な生産が期待される本道にふさわしい魚類養殖を進めるため、有識者が参画する会議を新たに設置し、関係者との連携のもと、今後の展開を検討する考えであります。

また、国内外での消費回復を図るため、巣籠もり需要に対応したインターネット販売や、漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシンなどの付加価値を高めた消費喚起のほか、漁業経営に対し、無利子の運転資金を拡充するなど、地域の漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

最後に、森林整備の推進についてであります。道では、全国一豊かな資源に恵まれた本道の森林が、将来にわたり林業や木材産業の基盤となることはもとより、国土の保全、水源の涵養、さらには、森林吸収源対策推進計画に基づく地球温暖化の防止などに積極的に貢献していくための施策の強化が必要であると認識をしております。

このため、道といたしましては、森林所有者の皆様への支援を通して、伐採後の着実な植林による活力ある森林整備を一層進めますとともに、北海道らしいスマート林業を推進するための方針を新たに策定し、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラッチの増産や、ICT等を活用した苗木生産や植林から伐採、木材の加工、流通に至る情報の共有化を進め、さらなる作業の効率化や省力化に取り組む考えであります。

また、地域の実情や特色を踏まえた取組を進めるため、市町村に対し、森林環境譲与税の効果的な活用を促しますほか、「HOKKAIDO WOOD」のブランド化の加速、住宅や民間施設等での道産建築材の利用を進め、感染症の影響により減少した木材需要の早期回復を図るなど、関係者の皆様と一丸となって、本道の林業や木材産業を支え、様々な機能を高度に発揮できる森林の整備を着実に進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございますが、今シーズンは、ウイルスを運んでくる渡り鳥が例年よりも多く、全国的に発生が続いているところでございます。また、道内におきましても、帯広市や旭川市で野鳥からウイルスが相次いで確認されるなど、発生リスクが一層高まっております。

このため、道では、空港などでの水際対策を徹底するとともに、全ての養鶏場への立入検査を実施したほか、農場における異常の有無等の毎月の確認や、緊急警報を発令し、日々の農場の点検や消毒の確実な実施、野生動物の侵入防止など、衛生管理の徹底を指導しているところでございます。

さらに、4月からは、地域の衛生レベルを高い水準に引き上げていくために、道が新たに策定をいたします飼養衛生管理指導等計画に基づきまして、農場段階の侵入防止対策や、早期発見・通報などを重点項目といたしまして、国や市町村、関係団体等との連携を一層強化し、全道一丸

での防疫対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）自民党・道民会議、東議員の代表質問にお答えいたします。

教育問題に関しまして、まず、少人数学級編制等についてでございますが、道教委では、令和2年度から、小学校第2学年に加え、第3・4学年へ少人数学級編制の導入を進めているところであります。

今般、国が示した小学校全学年における35人学級の方針を踏まえ、引き続き、国に先行し、学年進行により、令和6年度までに小学校全学年に対象の拡大を図ってまいる考えであります。

また、現在、学級担任以外の指導による児童の多面的理解を深めるための専科指導の実施や、高学年における教科担任制の指定校での試行を進めておりますが、これらの成果を広めるとともに、国が令和4年度をめどに導入を予定しております教科担任制度を踏まえまして、効果的かつ円滑な導入拡大を図り、児童の個別最適な学びと協同的な学びの一層の充実に取り組んでまいります。

次に、教員の確保などについてであります。本道の教員採用選考検査におきましては、特に小学校の区分で低倍率が続いており、道教委では、これまでも、教職の魅力動画を発信するなど、各種の広報活動に加え、道外の志願者が受検しやすいよう、東京会場を設置するなど、教員志願者の確保に取り組んでまいりました。

新年度に向けましては、少人数学級編制や教科担任制の導入も見据えながら、地域との交流を通じ、教職のやりがいを体感する草の根教育実習システムや高校生インターンシップといった取組を一層充実するとともに、現行の働き方改革のアクション・プランをより実効性の高いものに見直し、職場環境の改善を加速してまいります。

さらに、初任段階、中堅段階の研修におきまして、オンデマンド配信による教職大学院の公開講座を活用するなど、大学との連携による研修体制等を整備し、教員の確保や質の向上に積極的に取り組んでまいります。

最後に、信頼される学校教育についてであります。近年、教育現場に求められる役割が多様化する中、教員の負担が増し、学校における働き方にも大きな影響を与えている一方、社会の信頼を損ねる教員の不祥事が相次いでいるところであります。

道教委といたしましては、子どもたちの健やかな成長をしっかりと支える学校運営の充実はもとより、教員一人一人のコンプライアンス意識を一層高めるなど、児童生徒や保護者に信頼される環境づくりが今まで以上に重要になってきているものと認識しております。

このため、従前には想定されなかった、学校現場だけでは解決できない複雑な事案に対処するため、深刻な児童生徒間のトラブルや外部からの過剰な要求などに適切に対応できるよう、新たに、弁護士が法務相談に応じるスクールロイヤー制度を導入するとともに、教職員による不祥事の背景や要因を分析し、これらを防ぐため、新たに、仮称ではありますが、不祥事防止対策官を

設置いたしまして、大学等とも連携しながら、心理学やストレスへの耐性等の専門的知見を取り入れた研修と相談機能を充実するなど、働きやすく、安心と信頼に満ちた学校教育の実現に向け、力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 警察本部長小島裕史君。

○警察本部長小島裕史君（登壇）自民党・道民会議、東議員の代表質問にお答えをいたします。

道警察の重点的な取組についてであります。令和2年中の道内における治安情勢は、刑法犯認知件数が18年連続で前年を下回り、交通事故による死者数も減少した一方で、特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年を上回り、飲酒運転を伴う交通事故も後を絶たない状況にあるなど、依然として厳しい情勢にあると認識をしております。

このような情勢を踏まえ、令和3年においては、子ども、女性、高齢者等の犯罪被害防止、暴力団の壊滅、薬物事犯の根絶等、組織犯罪対策の推進、交通死亡事故の抑止、サイバー空間の安全の確保など、10項目を重点目標に設定して治安維持に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う新たな総合対策の推進を特別目標に掲げ、大会の安全かつ円滑な開催に向けた諸対策に万全を期してまいります。

道警察といたしましては、道民の皆様の御理解と御協力を得て、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現に向け、職員一人一人に警察職員としての倫理観を浸透させ、活動指針である「道民とともに 道民のために 強く正しく」を実践し、職員が一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 東国幹君。

○83番東国幹君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長及び警察本部長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきます。

初めに、新年度の道政運営に臨む知事の政治姿勢についてであります。

知事は、執行方針などでも述べたとおり、新年度は、守りをしっかりと固めることを最優先とし、その上で、攻めの政策に挑戦したいとの考えを示されました。

しかし、ただいまの答弁では、今後どのように攻めていくのか、必ずしも明確ではありません。

昨年の新年度予算発表時には、2030年に向けた北海道のロードマップを示しましたが、新型コロナウイルス感染症が状況を一変させています。

答弁では、今後見直す総合計画に反映させるとのことですが、知事は、このような大きな状況変化を踏まえた新たなロードマップ等を道民に示し、攻めの道政をどのように展開するか、明確なメッセージを発出するべきであります。このことをまず指摘しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

市町村がワクチン接種の準備を進める上で、最大の関心事となっているワクチンの供給につい

では、供給スケジュールが明らかではないため、極めて困難な状況下での取組となっておりますが、道として、間近に迫った医療従事者等への優先接種に万全を期すとともに、来月からの高齢者の方々の円滑な接種に向けて、的確かつ柔軟に対応できるよう、市町村の体制づくりをしっかりとサポートし、その上で、次の段階に向けた取組を進める必要があります。

ワクチンの接種は道民の命と暮らしに関わる問題であり、道は、市町村や医療関係団体などとの緊密な連携のもと、万全な体制でワクチン接種に臨むべきであります。

また、道内におけるワクチン接種が一定程度進むまでの間は、PCR検査等を効率的に活用し、感染再拡大の防止に積極的に取り組む必要がありますが、答弁では、多様化する検査の精度や効率性を勘案して、効果的な検査の在り方を検討するという方向性を示すとどまっております、感染再拡大の予兆を早期に察知し、封じ込める取組としては物足りなさを禁じ得ません。

モニタリング検査については、国の取組も活用し、札幌市内をはじめ、主要な空港や駅などにおける効率的な検査に取り組むとともに、感染リスクの高い変異株への対応の一層の充実を図るべきであります。これらの点について指摘しておきます。

次に、デジタル化の推進に関わる人材の確保等についてであります。

情報通信技術の進歩は、社会経済の在り方を根本から変える可能性があり、その活用などを本道の成長や発展に結びつけていくといった考え方は、これまでも繰り返し道の施策体系や計画に盛り込まれてきましたが、実際には、成果が十分に得られなかったことが、このたびの新型コロナウイルス感染症対策の実施面で明らかとなり、デジタル化推進に向けた機運や危機意識は従来になく高まっております。

このような好機を逸することなくデジタル化を推進するためには、情報通信技術などに関する幅広い知識と経験を有する多様な人材の確保等が極めて重要なことから、デジタル化推進に向けた知事の考えをお伺いいたしました。未来技術の活用や行政のデジタル化などを推進する体制整備であるとか専門職員の新規採用など、新年度に向けた取組に関する答弁にとどまりました。

もちろん、こうした取組は重要ですが、経済社会の変革につながるよう、道が中心となってデジタル化を本格的に推進していくためには、一定の厚みを持った人材の集積が不可欠です。

道として、人材の育成確保に計画性を持って取り組む必要があります、デジタル化に向けた具体的な人材確保計画の立案と対策の実施に早急に取り組むべきと考えます。この点を指摘しておきます。

最後に、グリーン成長戦略についてであります。

地球温暖化の進行は、世界的な気候変動や産業の在り方に深刻な影響を及ぼす脅威であり、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を宣言した知事の姿勢は評価いたしますが、道の取組に関するただいまの答弁では、地球温暖化対策推進計画と省エネ・新エネ促進行動計画が並立する形となっており、従来からの縦割り行政を色濃く反映した状況となっております。

それぞれの計画に掲げる様々な取組を全庁が一丸となって着実に前進させる体制の構築が求め

られております。

知事は、常日頃からピンチをチャンスに変えていくことの重要性を強調しておりますが、本道は従来から化石燃料に大きく依存しており、カーボンニュートラルを目指すこと自体が、多くの道民や道内企業にとって、ある種のピンチに直面することを意味いたします。

こうしたときこそ、道が置かれている状況を的確に認識し、単に二酸化炭素の排出をゼロにするといった消極的な姿勢にとどまらず、このピンチをチャンスに変えていく成長戦略的な発想が求められております。

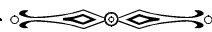
こうした観点から、カーボンニュートラルに向けた取組を省エネの促進や新エネの導入拡大の取組も含め、北海道独自のグリーン成長戦略として構築し、一体感を持って取り組んでいくべきであります。この点を強く指摘しておきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き、我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 東国幹君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時4分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

沖田清志君。

○57番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症対策において、今なお、日夜、懸命に御尽力をされております医療関係者をはじめ、関係する皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、東日本大震災から間もなく10年を迎える中、2月13日には再び強い余震が発生しました。被災された皆様に、心から御見舞いを申し上げます。

近年頻発する自然災害や昨年からの感染症によって、これまでの暮らしが脅かされています。こうした状況だからこそ、行政や政治の役割が大きいわけであります。

このたび示された道政執行方針では、基本姿勢の第1に、知事は、道民の命と暮らしを守り抜くと力強く述べられています。知ってか知らずか、この命と暮らしを守るというフレーズは、我々、立憲民主党の綱領の1番目に書かれているものであり、そうした意味では思いは一緒だと思います。

これから、そのための提案などを交えて伺っていきますので、ぜひ真摯に受け止めていただき、前向きな答弁を期待し、民主・道民連合を代表して、以下、知事並びに教育長に質問をいたします。

鈴木知事は、2年前、初めて知事に就任した際の道政執行方針を覚えているでしょうか。ピン

チをチャンスに変える道政、新たな発想で攻める道政、地域とともに考え、行動する道政という三つの方針を掲げ、北海道が持続的に発展していくためには、あらゆる分野において、前例にとられることなく、新たな発想と行動力が必要と述べられました。

しかし、この2年間の道政運営を見る限り、その面影は見当たりません。

この間の道政運営について、自らどのように評価をしているのでしょうか。この場では、至らなかったこと、反省すべき点のみをお伺いいたします。

また、それを踏まえて、残りの任期をどのようにかじ取りをしていくのか、伺います。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中ではありますが、知事の任期の折り返しに当たり、公約の進捗状況にも目配せしながら、後半に向け、中長期的な視点に立った政策展開が求められます。

現下の感染症対策を言い訳に、道民との約束をほごにするようなことはあってはならず、令和3年度当初予算の中において、知事公約がどの程度盛り込まれているのか、また、前半の2年間で遅れが見られる政策をどのように進めていく考えなのか、所見を伺います。

さらに、狭隘化した経済社会を健全化させるために、ポストコロナ時代の北海道をどのように導いていくつもりなのか、所見を伺います。

知事は、今年のこの時期、時代が大きく変化する中、活力に満ちた北海道の未来を切り開いていくため、10年先までを俯瞰し、その間の大きなプロジェクトを可視化したロードマップを道民に示しました。

昨年、ウポポイがオープンし、そして、本年8月には、札幌市において、東京2020オリンピック・パラリンピックのマラソンや競歩、サッカー競技の開催が控えていますが、我が会派は、こうした外的なイベントの羅列ではなく、知事が主体となって取り組む政策を道民に可視化し、共有することのほうが重要だと指摘してきました。

現ロードマップは、もはや不確実な行事予定表にすぎず、このロードマップをかたくなに公に示し続ける意義が本当にあると考えているのか、伺います。

加えて、道民が希望に満たされるような道民のためのロードマップに改編すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

令和3年度の当初予算においては、新型コロナウイルス感染症に係る関連予算を差し引くと、ほぼ例年どおりの予算規模となり、これまでと変わらず、綱渡り的な予算編成を強いられているものと考えます。

我が会派は、さきの第4回定例会における代表格質問で、知事のアイデアと発信力を生かして、将来の財源を生み出すような施策に振り向けるなど、これまでと違った手法で新年度予算の編成に取り組むべきとただしましたが、令和3年度の予算編成に当たり、事務事業の見直しや外部資金の獲得にどのように取り組んだのか、また、今後どう取り組んでいくのか、伺います。

令和3年度の重点政策では、我が会派が再三指摘してきたパートナーシップ制度の導入をはじめとする人権関連施策は、暮らしの安全、安心の確保や、誰もが能力を発揮できる社会の実現と

いった柱を構成する要素の一つにすぎず、極めて軽く扱われています。人権が尊重される社会づくりは、ポストコロナを見据えた本道の新たな未来を切り開くための起点となる取組です。

まずは、これまで求めてきた北海道人権施策推進基本方針の見直しスケジュールについて伺います。

また、16年以上を経て、ようやく大幅に見直されるこの年に、知事は、パートナーシップ制度の導入をはじめとする人権施策の充実をなぜこのたびの重点施策に盛り込まなかったのか、施策の柱に位置づけるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、行財政運営の基本方針についてです。

基本方針の目指す姿は、職員一人一人の個の力を高め、道庁の総合力を発揮するとしていますが、曖昧で捉えどころがありません。

そこでまず、現在の道庁組織において総合力の発揮を妨げている要因には、具体的にどのようなものがあると認識し、どう改革しようとしているのか、伺います。

また、この方針には、定量的な目標やロードマップがなく、取組事項の進捗管理は既存計画を通じて行うこととしていますが、これでは、単に屋上屋を架しただけだと言わざるを得ません。

例えば、組織運営に関しては、時間外勤務の縮減率や休暇の取得率、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入割合等について、新たに定量的な目標を定め、計画期間内の取組を道民に分かりやすく示し、確実に進めるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、北海道総合計画の見直しについてです。

本計画の見直しについては、本年10月を目途とするスケジュールと承知します。道政運営の指針である本計画における今回の見直しの主眼は、中期的な施策の推進方向の追加と承知しますが、コロナ禍の収束も見通せず、まだまだ社会環境も大きく変化している中、このタイミングでの見直しに疑義を感じますが、意義や狙いは何なのか、伺います。

また、あるべき姿である、輝き続ける北海道に、このたびの見直しがどのように寄与するのか、所見を伺います。

輝き続ける北海道は、道民の理解と協力なくして成り立ちません。なぜならば、道民が輝かなければ、北海道が輝くはずがないからです。

このあるべき姿の具体的なイメージを伺うとともに、主役である道民の理解、あるいは、共感を喚起させるため、具体的にどのような方策で丁寧な周知を行うのか、その上で、施策の実行に向けてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

地方創生に係るデジタル化の推進についてです。

第5世代移動通信システム、いわゆる5Gは、昨年3月から携帯電話端末での商用利用がスタートしたところであり、さらに、総務省では、企業や自治体においても個別にネットワークを構築、利用できるローカル5Gの実現を目指しています。

一方、通信トラフィックの増大による遅延、回線切断などへ対応することが通信システムの課題としてある中、キャリア各社は、通信料の引下げによる減収で、5G通信網の設備投資に十分

な投資ができないものと考えます。

道内におけるICTの活用を積極的に推進する道として、5Gの現状や今般の課題認識、また、普及拡大について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、テレワークの推進についてです。

コロナ禍により、テレワークやリモートワークの導入が加速化し、こうした働き方の変革は、ポストコロナの時代においても有効に利用されていくものと考えます。

また、5G通信網のさらなる拡大などにより、多数同時接続、超低遅延などのデータ通信が基盤となるケースが増え、現在のテレワークでは実現できないことが実現可能になることも見据えれば、こうした環境の整備は、北海道への企業誘致や移住政策にも深く関わってくるものと考えます。

テレワークの導入ができていない産業、企業、自治体などに、道として積極的に関与、支援をしていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、新過疎法についてです。

現行法で817団体が過疎地域に指定されていたところ、卒業と新規がそれぞれ40台程度で公示される見込みと伺いますが、この間、新法制定に係り、様々な要請を行ってきた道として、新過疎法の施行により卒業団体となる自治体への過疎債の発行上限の縮減を緩やかにするなどの経過措置についてどのように評価しているのか、伺います。

また、政令等によるものも含め、支援措置の見直し等も言われていますが、卒業団体について経過措置終了後も支援が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の諸課題について伺ってまいります。

新型コロナウイルスの感染者が道内で初めて確認されてから約1年が経過をいたしました。

当初の感染者が増加傾向になる中で、国に先駆けて緊急事態宣言を発したことは、賛否両論、様々な意見がありましたが、感染防止対策につながったことは間違いありません。

しかし、影響が考えられる関係者との事前の調整も行わずに発したことが多くの混乱を招いたことは、知事も十分に認識していることと思います。

また、警戒ステージの引上げにしても、感染拡大を防止したいのか、経済との両立なのか、非常に判断基準が曖昧であり、対応が後手後手に回ってきた印象は拭えません。それは、感染拡大が落ち着いている今、ようやく飲食店以外の関連事業者への支援を打ち出したことにも言えることであり、そもそも、知事は、これからの道政運営の中で、新型コロナとの共存なのか、それとも感染を抑えるゼロコロナを目指すのか、方針を明確にした上で、方針に沿った効果的な対策を打ち出すべきと考えますが、所見を伺います。

一方、直面する現実的な対応として、先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新設された緊急事態宣言に至らない段階で、感染防止を抑止するためのまん延防止等重点措置については、市町村ごとにきめ細かな対応、対策が実施できるようになりました。

知事の権限や裁量が広がり、その責任が大きく問われることになりましたが、この措置によ

り、私権制限が増し、罰則や過料を伴うことは、慎重な運用が求められるとともに、明確な根拠となり得る基準などを示さなければなりません。

また、指定される市町村や繁華街、地域住民の理解が必要ですが、現在の感染者の公表基準一つを取ってみても、保健所設置市と振興局単位であり、地域設定や警戒ステージの引上げ、休業要請の可否など、早期の基準づくりが必要であると考えますが、所見を伺います。

今ほど指摘してきたように、新型コロナウイルスに係る感染者情報の公表の在り方について、我が会派は、再三にわたり現状の課題を指摘した上で見直しを求めてきましたが、道は、国の動きを待つばかりで、自ら最適解を導こうとはしてきませんでした。

特に違和感を覚えるのは、保健所設置市と未設置市で、人口規模に関係なく公表、非公表に違いが出る点です。とりわけ、まん延防止等重点措置により、市区町村が指定されるような場面が想定される今、当該自治体に居住する皆さんが経過的に自分の自治体の感染実態を把握できない中で、突如として措置が講じられるようなことで地域住民の理解と納得が果たして十分得られるのか、疑問です。

感染実態の正確な把握が感染拡大の抑止に資することを考えれば、個人の特定に至らない程度の人口規模を有する自治体、あるいは、医療の逼迫を考えるなら、2次医療圏単位での感染者情報の公表を考えるべきではないでしょうか。

国の検討状況がいつまでも見えない今、道が主体的に進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、PCR検査についてです。

高齢者施設や障がい者施設などでは、感染者が出るとクラスターになりやすく、また、施設の性格上、クラスターが発生すると対処が難しいのが現状です。

このため、札幌市は、民間の安価なPCR検査を利用し、幾つかの自治体は、自主的に施設利用者と職員の定期的なPCR検査を行っています。

道としても、さらにPCR検査体制を充実し、福祉施設等の定期的なPCR検査を実施すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

2月から、まず、医療従事者を皮切りに、ワクチン接種が始まりました。政府は、このワクチン接種を切り札とまで言っていますが、切り札かどうかは別にして、また、強制ではないものの、より多くの国民に接種してもらわなければ効果がないことは言うまでもありません。

ワクチン接種の実施主体は各自治体ですが、国からのワクチン接種に関する情報がなかなか下りてこないため、4月から実施予定の検討が進まないとの声が聞こえています。

また、個別接種、集団接種のいずれを選択するにしても、接種に必要な医師、看護師などの医療従事者の確保にも難儀している自治体があるとも聞いていますが、こうした実態に対し、知事としてどう認識し、市町村支援を行っていくのか、所見を伺います。

新型コロナ感染症に係る後遺症については、国内の各種調査結果では、回復後、8割から少なくとも6割弱の方々が何らかの後遺障がいにも悩まれていると言われており、感染拡大と同時に大

きな問題になっています。

退院後のフォローアップや専門外来の設置など、感染患者の健康を守る観点から、早急かつ具体的な対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、事業者への支援についてです。

国は、緊急事態宣言の対象県において、営業時間の短縮や休業に協力する飲食店の取引事業者への支援を、法人の場合は60万円、個人事業者の場合は30万円を支給することになっていますが、道の場合には、緊急事態宣言の対象地域ではないため、独自に20万円、10万円を支給することとし、新年度予算に約50億円を計上していますが、その関連事業者の対象が食材納入業者や酒類納入業者、清掃業者などとなっています。

我が会派は、昨年早い段階から、飲食店のみならず、こうした関連事業者に対する支援を求めてきており、ようやく重い腰を上げたわけですが、全道では、知事の不要不急の外出自粛要請や「Go To Eat・トラベル」の中断など、長期化するコロナ禍の中で、広範囲にわたった業種で大きな影響が出ています。

今回の対象範囲は、木を見て森を見ない政策であり、昨年11月から今月までの売上げが前年同期と比較して50%以上減少している業種全てとしなければ、不公平というそしりを受けることとなります。

支給範囲を広範囲に拡大し、さらなる支給の拡充が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、待機児童の解消についてです。

前政権は、2020年度末の待機児童数ゼロ目標を掲げていましたが、いまだに実現できていません。全道の状況は、令和2年10月現在で、待機児童数は624名、潜在待機児童数は2997名となっています。

しかし、これには地域差があり、待機児童は主として大都市部の問題であり、子どもの数が減少している過疎地域では、供給過剰で、むしろ定員割れによる経営難が問題となっています。

こうした地域間の需給の不均衡がある中では、画一的な保育制度ではなく、地域ごとの需給を反映した実態に即した仕組みへと改革する必要があると考えますが、待機児童解消に向けての知事の所見を伺います。

次に、少子化対策についてです。

国内総生産に占める子育て支援策など、家族関係社会支出の比率は、スウェーデンやイギリスなどは3%台ですが、日本は1%台半ばと先進諸国の中でも低く、このことから、最重要課題である少子化対策への予算拡充が必要であることがうかがえます。

菅政権は、不妊治療への公的医療保険の適用や男性の育児休業の取得を促していますが、それぞれの政策は単発的で、全体としての子育て支援像が見えません。

コロナ禍で、今年出生する子どもの数は大幅に減る見通しと言われており、道内における人口減少対策の意味合いからも、積極的な取組が求められます。

今後の少子化対策にどう取り組むのか、所見を伺います。

次に、製造業の衰退と地域への影響についてです。

東京商工リサーチの北海道における2019年と2020年の休廃業・解散企業の産業別構成比によれば、建設業や製造業など、2次産業の落ち込みが顕著となっています。

特に、日本を代表する企業が、六つの振興局管内で7事業者の工場閉鎖や規模縮小を決めていますが、製造業のこうした動向は、地域経済や教育、福祉、治安など、生活全般に大きな影響を与える可能性が高く、事業所等の撤退により人口減少が加速するといったケースもあります。

例えば、大手の食品製造業が本年3月に夕張工場を閉鎖するとのことですが、同市では、観光4施設を所有する運営リゾート会社が、昨年末に廃業し、破産申立てを行うと、自社のホームページで公表しているなど、極めて厳しい状況となっています。

各地域で地域経済に大きな関わりを持ってきた大手事業所の撤退をどのように受け止めているのか、所見を伺うとともに、地域が持続可能な発展を遂げるために、道としても積極的に関わっていく必要がありますが、どのような対策を行っていくのか、所見を伺います。

次に、事業の継続に向けた支援についてです。

北海道の後継者不在率は全国一であり、60歳以上の経営者が56%も占めています。事業承継が進まない中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、事業継続や後継者探しを断念している高齢事業者が目立っています。

資金繰り支援は、中長期的な事業の改善には直結せず、先行きを見通せず、事業を畳むことを回避できないでいます。

道が今回延長しようとする北のふるさと事業承継支援ファンドなどにより、今後どのように対策を講じていくのか、所見を伺います。

また、国が設置している北海道事業引継ぎ支援センターの周知徹底を図るとともに、さらなる支援強化のため、道内における相談窓口を増設すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、道内企業の活用についてです。

近年、後継者不足などから休廃業を余儀なくされる中小・小規模事業者が増加する中、新型コロナウイルス感染症の長期化により、その傾向に一層の拍車がかかることが懸念されます。

支援策は様々考えられますが、まずは仕事量の確保が第一であり、道における発注業務は、適正な履行の確保を前提に、一層の道内企業の活用を促すべきです。

昨年の決算特別委員会で、我が会派は、委託業務の事業所選定に当たり、受託者が再委託した場合、再委託先を道内企業とする制約まで定められていないことや、第4回定例会予算特別委員会では、委託金額を担当部局では把握していないなどの不備を指摘し、現行のプロポーザル方式実施要綱の見直しを図り、一層の地場企業の活用に努めるよう求めました。

知事からは、速やかに実施状況を把握し、課題の整理と具体的な対応を進めるとの答弁でしたが、道内企業の参入機会の確保や活用について、どのように進めていくのか、所見を伺います。

次に、雇用対策についてです。

コロナ禍による解雇や雇い止め、さらには採用の延期や内定取消しなど、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

特に、仕事が減らされたのに休業手当が一切支払われない隠れ失業者や、自己都合退職の形に追い込まれた事例など、コロナ禍に名を借りた不適切な事案に対して厳正な対処が求められますが、どのように対応していこうと考えているのか、所見を伺います。

また、新規高等学校卒業者の就職未内定者は、12月末現在で969人であり、前年同月比で26.7%増と承知しています。

未内定者に向けては、ハローワークによるきめ細かな支援はされていますが、まずは企業への採用マインドを構築しなければ、到底、解決には至りません。

過去、道で取り組んだ地域若年者雇用奨励事業の再実施や、鳥取県で実施している、新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金のような事業を展開すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

1次産業や福祉・介護サービス、建設分野では、人口減少や少子・高齢化の進展、コロナ禍の影響に伴う外国人技能実習生の確保が困難な状況にあり、人手不足が深刻化しています。

道は、道内企業の人材確保を支援することを目的に、異業種チャレンジ奨励事業をスタートさせましたが、直近の実績は、予備審査受理件数の588件に対して、本申請の対象となるのは約350名となっており、当初の想定数の500名には届いていません。

例えば、介護サービスの分野では、人手不足が慢性的に発生しており、労働実態と賃金がマッチングしていないなどの課題が浮き彫りになっています。こうした根本的な原因を解決しない限り、単に付け焼き刃的な事業を展開しても、人手不足は解消しません。

本事業の対象職種は、通年的に人手不足の現状にあります。どのように人材の定着を図っていくのか、所見を伺います。

次に、観光産業についてです。

北海道経済をこれまで牽引してきた観光産業では、インバウンドの本格回復が当面見通せないなど、厳しい状況が続くと予想されます。とはいえ、今後も観光産業が北海道・地域経済の柱の一つであることに変わりはなく、ポストコロナ時代を見据え、新たな発想で、新たな時代にふさわしい観光戦略を描いていかなければなりません。

道内客にはマイクロツーリズム、道外客にはワーケーション、インバウンドに対しては癒やし体験を主眼に置き、長期間、地域の産業と触れ合うアドベンチャーツーリズムが普及すれば、地域経済の活性化に貢献できることに期待は大きいのです。

そうした意味では、大型施設に頼るMICEやIRなどの誘致は、ポストコロナを見据えた新しい旅行スタイルの推進にはそぐわないと考えますが、所見を伺います。

また、インバウンドの誘客は、観光産業に大きく寄与する一方で、このたびの新型コロナ禍で一気に影響が出るのが明確となりました。今こそ、インバウンド頼みではない、持続的で安定的な本道にふさわしい観光施策を推進すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題についてです。

寿都町と神恵内村で文献調査が開始されました。

資源エネルギー庁は、科学的特性マップの中で、活断層の直上や地表での活断層の長さの100分の1の幅だけを避ければ、どこでも安全で地層処分が可能として適地としていますが、胆振東部地震では、石狩低地帯東縁断層の約15キロメートルも東で、地下30キロメートルという深いところで地震が発生しました。

科学的特性マップの基準では、地表で最大約150キロメートルの石狩低地帯東縁断層の100分の1は1.5キロメートルであり、10倍も離れた場所で大地震が起きたわけですが、震度6以上の揺れで大きな被害が出た地域は、そのほとんどが、資源エネルギー庁が作成した科学的特性マップの中では適地とされています。

そもそも科学的特性マップ自体に根本的な誤りがあると思いますが、この事実をどのように捉え、今後どのように国やNUMOに対し説明を求めていくのか、知事の所見を伺います。

寿都町、神恵内村の近隣3町村は、いわゆる核抜き条例の制定の動きの拡大や、交付金の分配が認められた場合であっても受け取りを拒否するといった、断固たる姿勢を示しています。

こうした一連の動きに対し、まず、知事はどのように受け止めているのか、所見を伺います。

また、道外での文献調査への応募の動きは、いまだに聞こえてきません。今のままでは、最終処分は北海道の問題と、偏ったイメージが全国に波及することが危惧されます。

道内での最終処分場設置には明確に反対という断固たる姿勢を、知事が先頭に立って発信し続けることが重要と考えますが、所見を伺います。

次に、幌延深地層研究計画についてです。

幌延深地層研究計画の研究期間延長については、この間、たびたび知事の見解を伺ってきましたが、やはり9年間の研究期間の延長は、さらなる期間の延長への布石との疑念が拭えません。

知事は、これまでの議会議論の中で、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止めていると答弁していますが、成果の有無にかかわらず、9年間で研究は終了し、施設を埋め戻すことを、日本原子力研究開発機構側に対し、書面で明確に確約を取ることに加え、研究の終了と終了後の具体的な工程を第4期中長期計画の中で明記させるよう、国や機構に対し強く求めるべきであると考えますが、所見を伺います。

次に、省エネルギー、新エネルギーについてです。

現在見直しが進められている第2期北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画について、第2期に係る取組内容の検証と評価をしっかりと行うことが、第3期計画の策定において極めて重要であると考えます。とりわけ、目標値設定に当たっては、第2期の未達成理由をしっかりと検証する必要があります。

また、知事は、昨年、ゼロカーボンシティ宣言を国に先駆けて行っていることから、第3期における目標値設定に際しては、国が示す2050年までの動向以前に、ゼロカーボン北海道で実現される社会なども踏まえ、道民に対して目標を明確にし、策定すべきと考えますが、次期計画の

策定に当たってどのように進めていくのか、お伺いします。

また、あらゆる分野に関わる課題であることから、全庁的な推進体制をどう築いていくのか、併せてお伺いいたします。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例において位置づけられているとおり、原子力エネルギー発電は、過渡期的なエネルギーとし、再生可能エネルギーや省エネルギーの積極的な推進を前提として、中長期的に低減させ、最終的には原子力エネルギーに頼らない社会の実現が極めて重要であると考えます。

次期「省エネ・新エネ促進行動計画」策定に向けた考え方については、新エネを主要なエネルギー源の一つとする、新エネを主力電源にという基本的考え方が示されていますが、将来的なベースロード電源に原子力発電は含まないということなのか、まずは確認いたします。

また、計画推進には、具体的に、一層の再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムの技術開発とその普及が必要となりますが、どのように行っていくのか、知事の所見を伺います。

次に、防災・減災対策についてです。

現在の北海道防災対策基本条例は、東日本大震災から得た教訓等を生かし、災害に強い地域社会の実現に資することを目的に、2013年に条例の一部を改正しました。

また、北海道地域防災計画は、2018年9月の北海道胆振東部地震の発生を踏まえ、昨年12月に修正を行ったところです。

一方で、自然災害に対する意識調査では、道内企業の6割以上が、自然災害に対する対応を進めていないと回答しており、また、全国レベルでの個人を対象とした調査では、何らかの防災対策を実施していると回答したのは、全体の4割程度にとどまっています。

もとより、計画の目的は、策定ではなく実践にあり、いかに防災に関する意義や知識を道民や企業に対して効果的に浸透させるかが重要と考えます。

こうした観点から、次年度以降の道独自の防災意識の普及や啓発への取組、各自治体や関係団体への支援について、所見を伺います。

次に、交通政策に関し、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部が改正され、新年度から3年間で1302億円の国の支援が見込まれることになりました。

J R北海道の経営基盤安定に向けて、ひとまず安堵するところですが、持続的な鉄道網の確立に向けては、道として、今後もしっかり関与していかなければなりません、今後の対応についての所見を伺います。

また、このたびの支援額については、詳細な内訳が一切明らかとなっていません。

国やJ R北海道における執行に当たっては、透明感に配慮し、道民や議会に情報を開示すべきと考えますが、所見を伺います。

また、道の支援策については、J R北海道に対する地域の支援は、黄色線区の沿線自治体だけではなく、札幌市や周辺自治体をはじめ、多くの自治体とも連携して取り組む必要があります。

道としては、観光列車の無償貸与をはじめとした支援策を打ち出していますが、新年度におけ

る地域支援についてはどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、バス路線の維持と継続についてです。

コロナ禍の収束が見えない中、長引く外出や往来の自粛により、道内のバス事業者は存亡の危機に直面しています。乗務員不足に加え、既に賃金や一時金の未払いも生じ、地域住民にとって重要な足となる路線の維持も困難な状況にあります。

本道のバス事業が、引き続き、地域に信頼される公共交通機関としてその使命を果たすことができるよう、道の積極的な支援策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、新千歳空港の機能強化についてです。

国外、道外はもとより、道内広域の経済や観光などの拠点となる新千歳空港の機能強化は、長期的な視点での取組が必要です。

その一つとして、鉄道アクセスの抜本改良については、これまでも早期の取組を求めてきましたが、これまでも答弁された、関係者との意見交換、国への働きかけを行うことだけでは、実現に向けた具体的な動きは何ら見受けられません。

J R北海道や北海道エアポート、地元自治体など、関係者間の調整を図り、実現に向けた取組を進めるためには、今こそ知事の強いリーダーシップが求められますが、所見を伺います。

機能強化のもう一つとして、滑走路の拡張といった課題があります。

これまで、冬期間の安全や大型機の離着陸には、滑走路の延長が必要との認識で取り組んできましたが、近年では、飛行機材の高性能化や小型化によって、むしろ延長よりも、現在の2本の滑走路の運用による混雑解消のため、3本目の新設が必要との議論に変わってきているのではないのでしょうか。認識と今後の取組について伺います。

次に、農業政策についてです。

日本の農業、農畜産物は、ここ数年の度重なる大きな国際貿易協定の発効により、際限のない自由化へと突き進んでおり、さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による新たな課題や懸念も生じてきています。

特に、現在の自由貿易を前提としたグローバルな食料流通のリスクが表面化したことは極めて重大であり、今こそ国内生産や消費の拡大による食料安全保障の強化を進める必要があります。

R C E Pや、新たにアメリカ大統領に就任したバイデン政権による農畜産物に関する経済政策の動向なども注視し、あわせて、コロナ禍で大きく変化した国内外における需要動向なども含めた影響調査を再試算するとともに、生産者をはじめ、道民に対し、適切な説明を行うなど、的確な対策を講ずるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

今後10年を展望した「めざす姿」として、「多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村」を掲げ、第6期北海道農業・農村振興推進計画を策定しようとしています。この計画をスタートさせるタイミングとしては、極めて厳しい時期だと言えます。

いまだに収束が見通せないコロナ禍による大幅な需要減少に対し、的確な需要喚起と回復対策が求められている中、北海道の集中対策期間のさらなる延長によって、札幌全域の時短営業によ

る農畜産物需要のさらなる減少が追い打ちをかけ、これから春先の農作業が控えている生産者の方々にとって不安は尽きません。

今後も意欲を持って生産に取り組んでいけるよう、知事自ら、道独自のより具体的な施策などを力強いメッセージとして盛り込んだ推進計画にすべきと考えますが、所見を伺います。

また、農業基盤整備の農家負担を軽減する、いわゆるパワーアップ事業に関して、既に一定程度の方向性が示されていますが、より強化していくためには、中長期的な継続とともに、その裏づけとなる予算の確保が重要と考えますが、所見を伺います。

次に、鳥インフルエンザに対する取組についてです。

今シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザが、国内の家禽飼養農場で発生している状況にあります。

本道では、1月21日に千葉県で発生した高病原性鳥インフルエンザの疫学関連農場として、赤平市の農場に導入されたアイガモのひなが疑似患畜として殺処分されていますが、渡り鳥が飛来する5月までの間、このような事案が再び発生しないよう、定期的な鳥インフルエンザのサーベイランスを行うことが必要です。

本道の家禽飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果では、採卵用、肉用、アヒルなどで100%行われていますが、農場敷地内における猫やカラス、スズメ、また、鶏舎内外のネズミの侵入防止を100%食い止めるのは至難の業です。

飼養農家関係者の衛生管理はもとより、環境中のウイルス濃度が上昇している状況の中、このような野生動物による感染をどのように防止するのか、本道における高病原性鳥インフルエンザ対策への知事の認識と取組について伺います。

次に、森林の整備についてです。

山地災害の抑止や水源涵養など、森林の持つ多面的機能を発揮しながら、森林資源の循環利用を進めるためには、林内路網の充実を図り、造林や間伐などを計画的かつ着実に実施することが必要です。

特に、民有林において、伐採後に植林されないなど、手入れが行き届かない森林の整備を促すことが重要であり、人口減少が進む中、担い手不足も懸念されることから、これまで以上に市町村などと連携を強化しながら、植林作業の省力化を進め、必要な事業予算を確保するなど、森林所有者に意欲を持って森林づくりに取り組んでもらえるよう働きかけていく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

北海道林業・木材産業新型コロナ対策に関する連絡会議において、令和2年度に製材工場で使われる道産材の原木消費量が、前年度比で20%減の130万7000立方メートルとなる見通しが示されました。

これは過去5年間の平均を27%下回るもので、昨年末からの感染再拡大により、今後、需要の本格的な回復にはなお時間を要する可能性もあり、道産木材の消費が滞れば、伐採作業も抑えられ、森林保全にも影響が及びます。

こうした中、道では、住宅や民間施設等での道産木材の利用促進対策を講じるとともに、道庁本庁舎の玄関ホールの木質化など、道自らも道産木材の活用に努めていますが、世界の貿易や物流が大きく変わると言われているポストコロナ社会を見据えながら、本道の林業や木材産業の競争力を強化するとともに、道産木材の普及促進を一層図るべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、漁業生産額の回復の取組についてです。

令和2年度の北海道の漁業生産量は約114万トンと、前年度に比べて6%増加しましたが、生産額は2013億円で、前年度比で16%の減少でした。ホタテガイの生産回復やイワシの豊漁など、好調な魚介がある反面、サケや昆布、サンマ、スルメイカなどの主要魚種が不漁でありました。

また、昨年、新型コロナウイルス感染症により、生産量が回復したホタテガイの我が国からの輸出額が前年度比で30%減の314億円となるなど、海外需要の落ち込みで輸出が低迷したほか、国内では、外食需要の落ち込み、魚離れによる国内消費量の減少などが魚価低迷につながり、生産額が落ち込みました。

今後の漁業生産を俯瞰すると、国内需要の底上げや海外消費拡大の支援など、消費・流通政策を強化するほか、資源増の魚種の付加価値向上や増養殖の推進などが急務と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ政策についてです。

2007年9月、国連で、先住民族の権利に関する国際連合宣言が採択され、我が国でも2008年6月に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両院、全会一致で採択され、2019年5月に施行されたアイヌ施策推進法で、アイヌ民族は先住民族であることが初めて法律に明記されました。

これまで多くの方々が差別され、総体的に低収入を余儀なくされ、生活に苦勞してきました。また、その傾向が現在も続いているという事実を現実的な課題として、私たちは実効性のある施策を講じていかなければなりません。

そもそも、国民の多くは、アイヌ民族、また、その苦難の歴史については、ほぼ知識を持ち合わせていないのではないかと危惧しています。

アイヌの方たちが置かれた境遇とともに、私たちは、アイヌ文化に触れ、尊重し、それらをこの北海道から全国に発信すべきではないかと考えますが、果たして、これまでその役割を担うことができているのでしょうか。

アイヌ文化により成り立ってきた歴史を持つ北海道であるからこそ、もっと積極的に発信していく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、オリンピック、パラリンピックについてです。

札幌市でのマラソンや競歩、サッカー競技の開催は、北海道の魅力を国内外へ発信する機会となり、多くの道民が期待している中、このたびのオリンピック・パラリンピック大会組織委員会前会長の差別的発言は、こうした方々を含めた関係する皆さんを大いに失望させ、国際的にも信

頼を失いました。

いかなる種類の差別も受けることのないというオリンピック憲章を改めて心に刻み、準備を進めていかなければなりません。現下の新型コロナ禍において、開催への可否や機運醸成に向け、どう取り組んでいくのか、伺います。

次に、北方領土返還の取組についてです。

ロシアは、昨年7月に、領土の割譲禁止を盛り込んだ改正憲法を成立させました。

これを受け、知事は、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結すると、政府同様の知事談話を発表しましたが、政府の姿勢を後追いするだけではなく、2018年まで外交青書に記載されていた「北方四島は日本に帰属するというのが日本の立場」という基本姿勢に戻すべきと強く政府に要求するのが、北方領土を行政区域の一部とする北海道知事のあるべき姿だと考えますが、知事の所見を伺います。

また、12月の、領土割譲を目的とした行為に最長10年の懲役刑を科す等とした法改正について、知事談話すら出されていません。

対ロ外交交渉の情勢が悪化したことをどのように受け止めているのか、また、今後どのように政府に申し入れていくのか、所見を伺います。

次に、教育課題についてです。

昨年の第4回定例会では、北海道は、全国で初となる教員の変形労働時間制を可能とする条例が可決されました。その際、実効ある働き方改革に取り組むことが附帯意見とされています。

道教委は、この間、業務削減に向け、各般の取組の把握、分析、検証を進めると答弁していますが、これらの進捗はどのようになっているのか、伺います。

また、次年度に向けて、今後、実効性の高い働き方改革をどのように進めるのか、早急に学校現場に示す必要があります。

他県に先んじて、前提条件をクリアしていない中、制定した北海道の取組に対し、全国から注目が集まっています。教育長の具体的な答弁を求めます。

次に、G I G Aスクール構想についてです。

国の進めるG I G Aスクール構想の前倒しにより、小中学校における準備が進んでいますが、道教委は、全ての学校においてI C Tを活用し、教育を推進と断言し、各市町村においては年度内に整備を終える予定と答弁していましたが、今年度末段階で、一部の小中学校においては、端末、W i - F i環境が未整備となる学校もあると仄聞しています。

こうした教育格差に対する道教委の認識と今後の対応について伺います。

また、学校におけるI C T環境設計に向けてのG I G Aスクールサポーターの役割は、今後ますます重要となり、体制強化が求められますが、どのように対応するのか、伺います。

次に、少人数学級についてです。

国は、新年度予算編成において、少人数によるきめ細やかな指導体制構築に向け、小学校全学年での35人以下学級を行うこととしました。

道としても、有効性を認識し、国に先んじて小学校4年生までの段階的な35人学級を進めるとしていたことを踏まえれば、今後も国に先行し、新年度以降、順次、中学3年生まで段階的に少人数学級を実施すべきと考えますが、教育長の認識を伺います。

また、少人数学級の実施に伴い、新年度配置される教員などの定数増は必須と考えますが、見通しについて伺うとともに、また、それに伴い、加配定数の変更が行われるのであれば、どのように対応するのか、お伺いいたします。

次に、アイヌ教育についてです。

昨年オープンした民族共生象徴空間——ウポポイには、今年度、多くの小・中・高校生が教育旅行などで訪れました。

アイヌ民族の方々の歴史や文化などに関する学習の充実は、特に北海道の子どもたちにとって極めて重要と考えますが、これまで、道内の小・中・高校生に対し、各学校ではどのような教育活動に取り組んできたのか。

また、昨年の教育行政執行方針には、ウポポイのアイヌ教育への活用について言及していますが、今後、道教委としてどのように学習の充実を図るのか、伺います。

最後に、児童生徒の自殺について伺います。

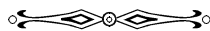
2020年に自殺した児童生徒の数が、前年比で約4割増の479人と過去最高となっています。小・中・高校生のいずれも増え、特に女子高校生は倍増しています。

文科省は、24時間子供SOSダイヤルの周知などに取り組むとしており、SOSの出し方を伝えていく取組を継続していくことはもちろん、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときに、それを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進するとしています。

道としてどのように主体的に対応していくのか、知事並びに教育長に所見を伺い、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩



午後1時57分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、沖田議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。私は、知事に就任以来、人口減少問題をはじめ、本道を取り巻く課題の解決に向け、ほっかいどう応援団会議の結成や企業版ふるさと納税の活用など、新たな発想と行動力を大切に、各般の取組を進めておりますが、まだ途上にあり、今後、庁内においてさらなる連携を図ることはもとより、道議会で

の活発な議論を重ねながら、一層の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会経済活動の停滞や海外との往来の制約などにより、暮らしや経済、教育など、幅広い分野における政策の推進にも影響が生じているものと認識をしております。

私といたしましては、こうした状況をしっかりと受け止め、道民の皆様への命と暮らしを守るため、ワクチン接種の体制整備など、感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、全力で取り組むとともに、ポストコロナを見据え、今こそピンチをチャンスにという気概を持って、道民の皆様とともに、新たな北海道づくりに挑戦をしていくと考えております。

次に、新年度における政策の推進についてであります。私の公約に関しては、感染症による様々な制約がある中で、幅広い取組へのオンラインの活用など、十分な感染防止対策を講じながら関連する政策の着実な推進を図るため、新年度の政策検討に当たって取りまとめた公約の推進方向に基づき、今般、必要な予算を計上したところでございます。

今後も、知恵と工夫を最大限に発揮し、暮らしの安全、安心の確保など、公約に掲げる政策の一層の効果的な推進を図りますとともに、企業や人材の誘致、デジタル化やカーボンニュートラルなど、コロナ禍における情勢変化や社会変革の動きを捉え、取組の強化に向けて政策資源を集中的に導入するなど、本道はもとより、我が国の持続的な発展にも貢献する地域社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、昨年お示しをしたロードマップについてであります。ロードマップは、今後10年程度の期間を俯瞰して、その間に予定されている大きなプロジェクトを可視化し、道民の皆様と共有しながら、関連する政策を効果的に進めていくためにお示ししたものであり、これらのプロジェクトの今後の進捗にも留意をしております。

感染症の流行が長期にわたり、国内外において様々な情勢の変化や社会変革の動きが見られる中、私といたしましては、まずは、現下の最重要課題である感染症への対応に最優先で取り組むとともに、ポストコロナを見据え、道政の基本的な指針である総合計画を見直し、今後の施策の方向性を取りまとめ、道民の皆様に分かりやすく発信するなど、中長期的な視点を持って各般の取組を推進していくと考えております。

次に、予算編成についてであります。道財政は、感染症の影響により、さらに厳しい状況になることが見込まれることから、令和3年度の予算編成に当たっては、必要な政策の展開に向け、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や外部資金の活用など、幅広い手法を検討するよう指示したところであります。

こうした方針に沿って、各種の事務事業については、コロナ禍を踏まえた休廃止のほか、例えば、研修のオンライン化など、新たに人と人との接触機会の低減を前提とした内容に見直すことなどで、歳出の削減や効率化を図ったところであります。

また、外部資金については、コロナ禍の中、獲得が難しい面はあったわけではございますが、企業をはじめとする皆様への御理解を得ながら、当初予算時点で昨年を上回る額を活用できる見込みに

あるところであります。

今後の予算執行においても、厳正かつ効果的、効率的な執行を徹底いたしますとともに、外部資金のさらなる獲得も含めた民間の方々との連携や協働などに積極的に取り組んでまいります。

次に、人権施策の重点政策への位置づけについてであります。道では、性的マイノリティーの方々への社会の関心の高まりや、感染症に関する差別や偏見など、人権を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本年7月の改定に向けて、北海道人権施策推進基本方針の見直しを進めているところであります。

人権施策は、道行政を推進する上で基本となる施策であると考えており、道民一人一人が、互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、性的マイノリティーの方々への理解促進やインターネットによる人権侵害などの様々な課題に対して、庁内はもとより、国や市町村、団体と連携しながら、啓発や教育などの施策を総合的に推進してまいります。

今回の重点政策には、12の政策をパッケージとしてお示ししており、それぞれの政策を構成する施策や事業については、いずれも、今後の政策展開において大変重要なものであると考えています。

こうした観点から、道といたしましては、重点政策として位置づける人権施策について、見直しを進めている基本方針の下で、一層の効果的な推進を図ってまいります。

次に、今後の行財政運営についてであります。道では、現下の感染症への対策はもとより、ポストコロナに対応した行政サービスを提供し続けていく必要があります。こうした将来を見据えた取組を着実に進めるためには、紙を前提とした仕事の仕方や長時間労働の慣行などといった、これまでの組織内の常識や固定概念を変えるとともに、道庁の総合力を発揮しなければならないと認識しています。

このため、スマート道庁の取組を通じ、ICTを使い業務を効率化し、生み出した時間を道民ニーズへの対応等により多く振り向けるとともに、多様で柔軟な働き方の導入など、職員が能力を最大限発揮できる環境をつくり、振興局も含めた全庁の組織活力を向上させるほか、必要な人員の確保に取り組みながら、既存の枠にとらわれず、その時々々の行政課題に応じた組織体制を整えるなど、全庁的な視点で組織運営を行っていく考えであります。

また、行財政運営の基本方針に示した各取組に関して、時間外勤務の上限時間や年休取得日数といった個別の目標や工程表などについては、関係する計画や方針等と共有しており、こうした目標などに対する進捗状況や取組内容を毎年度取りまとめ、広く道民の皆様に公表してまいります。

次に、総合計画の見直しについてであります。感染症への対応が長期化する中、道を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に加え、考え方の変化に伴う新たな価値の創造や脱炭素化など、本格化し始めている社会変革の動きに時期を逸することなく的確に対応していくため、総合計画を見直すこととしたところであります。

道としては、危機に対する強靱な社会を構築、北海道の真価の発揮、社会の変革への挑戦の三つを総合計画における今後の政策展開の基本方向として広く道民の皆様と共有し、感染症対策と社会経済活動の両立が可能となる強靱な社会の構築はもとより、広域分散といったハンデを新たな価値へ転換し、産業や雇用、生活の場を創出していくとともに、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの推進など、コロナ以前への回帰にとどまらない、新たな社会の実現に向けた取組を加速していくことで、ポストコロナにあっても輝き続ける北海道を実現していけるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、地方創生の推進に関し、まず、5Gの現状と課題についてであります。昨年3月からサービスが開始された5Gは、道内において利用の見込める札幌市や旭川市といった都市の中心部や、スマート農業などのニーズのある地域における提供にとどまっておりますが、今後、各通信事業者は、順次、全道にエリアを拡大する計画であると承知しております。

また、個別にネットワークを構築するローカル5Gに関しては、道内各所において、自動運転トラクターの遠隔制御や、eスポーツの遠隔対戦など、国の補助事業を活用した実証実験が行われているところであります。

道としては、超高速、超低遅延などといった特性を有する5Gは、北海道Society5.0の実現に向け、ICTの利活用を進める上で重要な基盤であると認識しており、これまで、通信事業者に対して、早期整備の働きかけや地域間で偏りなくエリア拡大を加速するよう、国に財政的支援などを要請してきたところであります。

引き続き、市町村と連携しながら、ローカル5Gも含め、利活用の促進に向けて、地域におけるニーズの掘り起こしを行うなど、全道各地域における5Gの普及拡大に取り組んでまいります。

次に、テレワークの推進についてであります。感染症対策を契機としたテレワークやオンライン会議等の取組は、働き方改革の推進はもとより、事業拠点などの地方分散化の動きを捉えた、人材や企業の誘致に資するものと認識をしています。

このため、道では、国の制度を活用し、地域における光ファイバーの整備を促進するとともに、機器購入の補助や、運用マニュアルの作成や普及に取り組むほか、今回新たに、官民一体の推進運動として「ホワイト・テレワーク・デイズ」を展開し、機運の醸成に取り組んできたところであります。

道外企業に対しても、市町村と連携し、ビジネスフィールドとしての本道の魅力を紹介するセミナーや展示会を通じ、新しい働き方ができる北海道をアピールするなど、道内の各地域への企業立地や人の流れをつくっていくため、サテライトオフィスの誘致を進めております。

今後も国の支援策の積極的な活用を促すほか、新年度は、さらに、テレワークの機器導入支援や体験展示会の事業実施に伴う予算を本定例会に提案したところであります。

これらの取組を通じて、道内企業のテレワークによる生産性向上や、道外からのサテライトオフィスの誘致を積極的に進め、本道経済の活性化や地方創生につなげてまいります。

次に、新たな過疎法についてであります。過疎地域の指定要件を満たさなくなる市町村への経過措置は、現行法では5年間とされているところ、感染症による影響等を勘案し、過疎債などの地方財政措置が最大7年間まで延長されるなど、これまで、道議会をはじめ、関係団体の皆様とともに国に強く求めてきた、卒業見込み団体への財政支援要望が結果的に反映されたものと受け止めております。

道としては、引き続き、関係する市町村に対し、今後の財政計画や地域振興に係る取組状況等を丁寧にお伺いし、中長期的な取組も視野に、より効果的な支援制度の提案を行うとともに、経過措置終了後も行財政運営に支障が生じることのないよう、地域の課題解決に向けた取組を様々な形で支援してまいります。

次に、感染症対策についてであります。道内で新型コロナウイルス感染症が初めて確認された昨年1月以来、道では、未知のウイルスに対する知見が限られた中で、専門家の皆様の御助言もいただきながら、検査体制や医療提供体制の確保を図りますとともに、道民の皆様に感染状況に応じた行動変容を呼びかけるなど、感染の抑え込みに全力で取り組んでまいりました。

国内でも感染対策の決め手であるワクチンの接種が始まり、感染症の予防や蔓延の防止への効果が期待される一方で、私といたしましては、感染症との闘いは今後も続くものと考えておりました。引き続き、感染拡大の防止に最優先で取り組みますとともに、社会経済への影響を最小限に抑えるため、「北海道スタイル」の定着促進をはじめ、事業の継続や生活の安心確保に向けた支援を行うほか、感染状況を慎重に見極めながら必要な対策を講じた上で、域内の経済循環の促進などに向けた取組を段階的に進めるなど、感染症に強い社会の構築を目指してまいります。

次に、特措法の一部改正についてであります。道では、特措法がより実効性を確保できるものとなるよう、全国知事会を通じて国に要請し、その改正法が迅速に審議され、成立したことは評価をしております。

こうした中、改正法の運用に当たり、知事の権限の行使に際しては、罰則等の適用に関し、慎重な運用を求める附帯決議や、法第5条の基本的人権の尊重の規定等を踏まえ、まずは、措置の対象となる道民の皆様、事業者の方々の協力要請への御理解を前提に対応するとともに、罰則等は、道民の皆様の自由と権利への制限が必要最小限となるよう、慎重な運用が重要であると認識をしています。

現在、集中対策期間後の対応について、専門家などに御意見を伺っているところでありますが、道といたしましては、特定地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安である10万人当たり15人を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障があると認められるときには、まん延防止等重点措置の国への要請を検討していく考えであります。

その際には、住民の皆様の御理解や御協力を得る観点から、当該市町村とも十分調整し、地域の感染状況など、必要な情報を住民の皆様と共有した上で、適切な対策を講じてまいります。

また、まん延防止等重点措置の要請の考え方などについては、道の警戒ステージや対策要綱にも反映をしまっている考えであります。

次に、感染者情報の公表の在り方についてであります。道では、公表に際しては、感染症法等に基づき、公衆衛生上の必要性和個人情報保護を比較考量しながら、本人の同意が得られた内容で、本道の広域性や人の動きなどにも鑑み、振興局単位の公表を基本としている中、迅速な公表の観点から、感染症法で疫学調査の実施権限等を有する札幌市など保健所設置4市は、おのこの自治体が公表する取扱いとしているところであります。

道としては、公表に当たっては、統一的であるべきとの考えのもと、国の検討状況も見極めながら、市町村に対して、居住地や性別、年代、職業等の感染者情報に対する地域の実情に即した公表の在り方についてのアンケート調査を実施しているところであります。今後、この内容の分析も進め、専門家等の意見も伺った上で、市町村と十分協議を重ね、地域の納得感が得られるよう調整を図るなどしながら、地域住民の方々に対し、この感染症を蔓延させないための適切な行動を取る上で必要な情報を伝える観点に立って、できるだけ早期に道としての情報提供の方法を整理してまいります。

次に、高齢者施設等のPCR検査についてであります。道では、重症化リスクの高い方が利用する高齢者施設や医療施設等の職員や入所者の方々などに対する積極的な検査が必要と考えているところであります。

このため、高齢者施設等に対し、症状のある方がいる場合には、速やかに保健所へ御連絡いただくよう、引き続き、積極的に呼びかけますとともに、感染された方を確認した場合には、症状の有無にかかわらず、全ての職員や入所者の方などにPCR検査を実施するなど、幅広く検査を行うことに加え、今後は、感染拡大が見られる地域における行政検査の対象を感染された方が発生していない施設に拡大するなど、柔軟な対応に努めてまいります。

また、感染対策の決め手であるワクチンの接種状況を見据えながら、多様化する検査方法の活用について、その精度や効率性なども勘案しつつ、早期探知や感染拡大防止の観点から、効果的な検査の在り方について早急に検討を進めてまいります。

次に、ワクチン接種についてであります。道では、希望される全ての道民の皆様が、感染対策の決め手であるワクチンを円滑に安心して接種いただける体制を整備することが必要であると認識しています。

このため、道では、本年1月に対策本部指揮室に専門組織を設置し、道内の医療従事者等を対象とする優先接種実施体制の確保やワクチンの流通調整などを進めますとともに、振興局内の対策地方本部に市町村のワクチン接種体制支援を担う体制を整え、実情に即した支援に取り組んでいるところであります。

国が実施した医療従事者の方々への先行接種で得られたノウハウや課題、副反応の知見などの情報を速やかに提供するよう国に要望するほか、医師会など医療関係団体や市町村の皆様と情報共有をさらに緊密に行い、市町村に対し、他の自治体の取組を紹介するなどしながら、地域にお

ける接種体制の整備に努めてまいります。

次に、退院後の支援等についてであります。道では、退院や療養を終了された方が早期に通常の生活に復帰できるよう、保健所の保健師などが退院後から電話で保健指導を行うほか、回復後も何らかの症状がある場合は、医療機関への受診を促すなどの対応を行っているところであります。

また、国の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」によると、感染症の回復後に見られる様々な症状については、いまだこの感染症との関連性が明らかになっていない部分も多いというふうにされているところであります。

このため、国では、後遺障がいの国内における発生状況を含め、その原因、持続期間、重症度、予後などを明らかにするため、令和2年度厚生労働科学特別研究事業として調査研究に取り組んでおります。

今後、その結果に基づき、必要な治療や対策などが示されていくものと考えているところであります。道といたしましても、これら国の動向を注視しつつ、保健所における回復後に見られる症状などに関する相談状況を把握し、引き続き、医療機関の皆様とも連携を図りながら、丁寧かつ適切に対応してまいります。

次に、事業者の皆様への支援についてであります。昨年の道の緊急事態宣言を経て、秋からの感染症の再拡大に伴い、道では、時短営業や往来・外出自粛などの対策を講じており、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいるものと認識をしております。

このような中、国が示した一時金は、緊急事態宣言が発令された地域とされなかった地域で格差があることから、道としては、国に対し、道内の事業者の皆様にも十分な支援が及ぶよう要請をする一方、売上げが減少し、厳しい経営環境に置かれている事業者の皆様の感染防止に向けたこれまでの協力に対する支援として、道独自の支援金制度を新たに創設したところであります。

今後、早急に制度の詳細検討を進め、議会での御議論も踏まえ、時短に御協力いただいた事業者の皆様の取引先や札幌市以外の飲食店など、往来・外出自粛の影響を受けた全道の様々な事業者の方々に幅広く支援が行き届くよう取り組んでまいります。

次に、待機児童の解消についてであります。道では、これまで、市町村と連携しながら地域ニーズに即した計画的な保育所の整備などに取り組んでまいりましたが、女性の就業率の向上のほか、保育士が確保できず、希望者全ての受入れができないなど、地域における様々な理由により待機児童が生じているところであります。

道としては、待機児童の解消は、少子化対策の重要な取組であると考えており、国が令和2年12月に示した新子育て安心プランを踏まえ、今後、全ての市町村が、地域ごとの特性や多様なニーズに応じて策定する実施計画に対し、小規模保育や家庭的保育の実施、保育補助者の活用などの取組を積極的に助言いたしますとともに、保育士の確保に向け、返還免除型の貸付事業やキャリアアップ研修の受講を通じた処遇改善に取り組むなどして、待機児童の早期解消に向けたサービス提供体制の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてまい

ります。

次に、少子化対策についてであります。感染症の影響が長期化し、妊娠届出数が減少傾向にあるなど、さらなる少子化の進行が懸念をされております。

道といたしましては、これまで以上に安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを着実に推進していく必要があると認識しております。

こうした中、国では、不妊治療に対する支援の拡充や待機児童の解消、男性の育児休業の取得促進など、新たな日常のもとでの子育て支援などに取り組むこととしております。

道といたしましても、自ら男性職員の育児休業の取得促進に取り組むなど、子育てしやすい環境づくりに努めることはもちろんのこと、国の施策と連動し、今年度スタートした第4期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に基づき、結婚や子育てに関する支援はもとより、人口減少対策や経済・雇用対策など、幅広い観点から、全庁を挙げて切れ目のない少子化対策に取り組んでまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、大手事業所の撤退に係る道の対応についてであります。本道では、需要構造の変化や全国的な事業再編、さらには感染症の長期化による影響などを受け、製紙工場や食品工場などの撤退が出てきており、こうした動きは、地元経済や雇用への影響が大変大きいものと認識しています。

このため、道では、当該市町村や商工団体の皆様と連携しながら、地元の意向を踏まえ、共同で本社に対し、撤退の再考や雇用維持につながる新事業の検討といった要請を行ってきたほか、既に事業所の閉鎖や規模縮小が始まった夕張市や芦別市においては、緊急雇用対策プログラムを発動し、離職を余儀なくされた方々の再就職の支援などに取り組みますとともに、今後、地元の取引先企業に対しても、国や道の制度を活用し、経営相談や専門家の派遣、さらには、新規の販路開拓や業態転換への支援を行うなど、地元経済への影響が最小限に抑えられるよう取り組むこととしております。

道としては、こうした取組に加えまして、各地域と連携しながら、地域資源を生かした新たな産業の育成、振興や、今後に向けた企業誘致の検討を行いますとともに、首都圏からの若者のU・Iターンなど、人の呼び込みや移住施策の充実強化を図るなど、人口減少が進む地域の活力を維持できるよう努めてまいります。

次に、中小・小規模企業の皆様の事業承継についてであります。後継者不在率が高い水準にある本道において、その事業活動の維持や継続を図るため、道では、産業支援機関などと連携し、事業承継診断の実施や専門家の派遣による支援とともに、親族外承継の促進に向け、事業承継支援ファンドや後継者人材バンクの活用にも努め、円滑な事業承継に取り組んできたところでございます。

今後、こうした取組をさらに効果的に実施するため、ファンドの申込み期間を延長いたしますほか、事業再生や承継をきめ細かに支援するコーディネーターを道内の6圏域に新たに配置いたしますとともに、国の事業引継ぎ支援センターなど、関係機関の皆様と一層連携を図りながら、

地域の経済と雇用を支える道内の中小・小規模企業の皆様の維持継続に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、公募型プロポーザル方式の運用についてであります。事業目的に即した最適な事業者を選定する過程で、道内企業の受注機会を確保するためには、中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針に基づく取組に加えまして、実態と課題を踏まえて、募集や審査等の事務の在り方を的確に見直していくことが重要であります。

このため、道では、昨年11月に、令和元年度における公募型プロポーザル方式の実態を調査いたしますとともに、道内企業の参入状況などの分析を進めているところであります。

今後、他県の先進事例や有識者の意見なども踏まえながら、競争性の確保や再委託の取扱いなどの課題を整理し、道内企業の参入に向けて、年度内に公募型プロポーザル方式が適切に運用されるよう取り組んでまいります。

次に、コロナ禍における雇用対策についてであります。感染症の長期化により厳しい雇用情勢が続く中、道では、解雇や休業など、労働者の方々からの様々な御相談に丁寧に対応いたしますとともに、必要に応じ、事業者の皆様に対する指導権限を有する労働基準監督署や労使のトラブルを解決する労働委員会などを御紹介しておりますほか、経済・業界団体に対しては、休業に係る支援制度の活用や労働関係法令の遵守について、繰り返し要請をしているところでございます。

また、高卒者の方々への就職支援については、学校訪問や就職面接会等を実施いたしますほか、引き続き、求人確保を経済団体に要請しておりますが、感染症の影響により採用選考が後ろ倒しされ、就職内定率はなお前年同月を下回る状況にあることから、学卒未就職者の方々に向け、新たに座学と給付金付きの職場体験研修による正社員就業支援事業を行うこととし、関連する予算を本定例会に提案したところでございます。

私といたしましては、引き続き、雇用情勢を適時的確に把握しながら、国や関係機関とも緊密に連携をし、道民の皆様様の雇用維持や安定に向け、取り組んでまいります。

次に、人手不足分野における人材の定着についてであります。道では、これまで、企業等における人材の定着に向け、セミナーの開催や専門家の派遣による助言や指導を行いますとともに、求職者を対象とした仕事の魅力を伝えるPRイベントや、職場見学会の開催などに取り組んでまいりましたが、今般のコロナ禍に際して、これらに加えて、異業種チャレンジ奨励事業により、離職された方々の人手不足分野への労働移動を促進しているところであります。

しかしながら、現在も求人倍率の高い業種は少なくないため、経済団体に対し、私から、中長期的視点に立った採用や雇用の維持について強く求めたところでありまして、今後とも、介護従事者等の皆様様の処遇や労働環境の改善などの施策の充実を国に求めていくとともに、就業環境の整備や職業理解の促進、さらには、労働移動の促進について、適宜、見直しを行いながら、粘り強く取り組み、本道経済の持続的な発展に向け、人手不足分野をはじめとする道内企業の人材確保や定着を支援してまいる考えであります。

次に、今後の観光振興についてであります。広大で豊かな自然や食、そして文化といった本道が誇る観光資源は、現在のコロナ禍においても輝きは変わることなく、ポストコロナを見据え、観光振興に戦略的に取り組むことにより、さらに価値を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、道では、先般、中間取りまとめをお示しした次期観光のくにづくり行動計画の柱に沿って、道民の皆様はもとより、全国の皆様に向けて、本道の魅力を最大限に生かした誘客活動を行いますとともに、アドベンチャートラベルやワーケーションといった新しい旅行スタイルを推進するなど、地域における滞在型観光の推進施策を展開していく考えであります。

また、本格的な人口減少社会により、国内市場の縮小が懸念をされ、今後とも海外からの観光需要を獲得していく必要がありますことから、中長期的な視点に立って、感染症の状況に応じて、道内、国内、さらには海外へと誘客目標の最適化を図りながら、バランスの取れた持続的な観光振興に取り組んでまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業についてであります。国によれば、科学的特性マップは、それぞれの地域が処分場所としてふさわしい科学的特性を有するかどうかを確定的に示すものではなく、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域などを示すとされております。

処分場所の選定に当たっては、科学的特性マップには含まれていない要素も含めて、法律に基づき、段階的に調査や評価をしていくものというふうにされています。

このため、道といたしましては、国やNUMOの説明に疑義や不足があれば、追加情報を求めるなど、必要な情報の収集に努めてまいります。

また、近隣市町村での条例制定等については、各市町村内での様々な御意見を踏まえ、議論された結果というふうを受け止めておりますが、私といたしましては、全ての市町村に最終処分場を道内に受け入れる意思はないとの考えにより制定された道の条例を遵守していただきたいというふうに考えています。

このため、昨年11月、国に申入れを行い、その文書を公表するとともに、概要調査に移行しようとする場合には、現時点で反対の意見を述べる考えであることなどについて、ホームページや広報紙など、様々な形で発信をしてきたところであり、今後とも、道民の皆様の不安や懸念に応えることができるよう、適時適切に対応してまいります。

次に、幌延深地層研究計画についてであります。一昨年12月の原子力機構の理事長との面談では、私自身が、令和2年度以降の研究計画は9年間であることを確認し、面談結果を議事録として公表いたしますとともに、昨年1月の機構への計画案の受入れの回答文書においても、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て、研究を終了できるよう取り組むことなどを改めて求めたところでございます。

道では、こうしたことを踏まえ、確認会議を公開のもとで毎年度開催し、研究が3者協定にのっとり、計画に即し、工程表に基づき進められているかを確認していくことによりまして、研究

は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えております。

また、研究終了後は、協定に基づき、地下施設を埋め戻すこととなっておりますことから、道としては、来年度の確認会議において、研究終了後の埋め戻しの考え方を説明するよう機構に求めてまいります。

次に、省エネ・新エネ促進行動計画についてであります。道では、次期計画の策定に当たり、計画期間の2030年までに目指す姿として掲げた、徹底した省エネ社会の実現や、新エネの最大限の活用による地域における持続的なエネルギー供給と脱炭素化の進展などについて、現行計画の検証も含め、有識者による検討会議や道の商工業振興審議会における御議論をいただき、取組の内容や目標を設定してきたところでありまして、今後、道議会における御議論やパブリックコメントを経て、成案にしていく考えであります。

また、計画の推進に当たっては、道民の皆様や事業者の方々、行政などで構成をする北海道省エネ・新エネ推進会議に加え、私をトップとする全庁横断組織の下、新たにゼロカーボンなどを推進するプロジェクトチームを設け、関係部局が一丸となって取り組んでまいります。

次に、ベースロード電源などについてであります。ベースロード電源は、発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となるものでありまして、原子力は、国のエネルギー基本計画ではベースロード電源とされておりますものの、泊原発については、規制委員会における厳正な審査が継続中でありまして、予断を持って申し上げる状況にはございません。

また、道といたしましては、次期計画の推進に当たり、国のグリーン成長戦略で重点分野とされた企業の立地や、道内企業との取引を促進いたしますとともに、関連する国の実証事業を誘致いたしますほか、道内企業の環境関連産業への参入等を構想段階から技術開発、販路拡大まで総合的に支援するなど、再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムの技術開発とその普及に努めてまいります。

次に、防災・減災対策についてであります。自然災害から身を守るためには、道民の皆様や事業者の皆様が正しい知識に基づき、迅速かつ的確に避難することはもとより、日頃からの備えが必要であります。そのためには、防災教育や訓練が極めて重要だと認識をしております。

このため、道では、これまで、避難所運営ゲームの普及、災害食レシピの作成や厳冬期の避難所運営訓練の実施など、実践的で参加しやすい本道独自の防災教育や訓練に取り組んできたところであります。

来年度においても、感染症対策が求められている現状を踏まえ、防災教材の更新やデジタル化を進めるほか、引き続き、防災関係機関の皆様と連携して、市町村の訓練や研修に職員を派遣し、企画や立案、実施に係る指導や助言を行うなど、地域の自助、共助の機運を醸成する取組に支援を行いますとともに、9月1日の「防災の日」や、11月5日の「津波防災の日」といった機会を活用し、意識啓発を行うなど、さらなる防災意識の浸透に努めてまいります。

次に、交通政策に関し、まず、鉄道の利用促進に係る今後の取組などについてであります。

持続的な鉄道網の確立に向けては、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力や支援が重要と認識をしています。

道としては、こうした認識のもと、J R北海道や地域関係者の皆様との連携を一層強固なものとし、観光列車の取得への支援や鉄道活性化協議会の取組などを通じ、利用促進の取組を一層強力に推し進め、鉄道の利用拡大に向けて、着実に成果を積み重ねながら、本道の持続的な鉄道網の確立に向け、取り組んでまいります。

また、国の支援策の詳細については、今後、実際の執行段階において、J R北海道と精査をしていくこととされておりますことから、道としては、今回の国の支援によりJ R北海道の経営基盤の強化が図られ、令和13年度の経営自立につながる実効ある支援となるよう、様々な機会を通じ、国に働きかけますとともに、支援の内容や経営に与える影響などについて四半期ごとの検証の機会などに明らかにするように、国やJ R北海道に求めてまいります。

次に、地域としての協力や支援についてであります。J R北海道の第1期集中改革期間においては、感染症の影響を受ける前までは、地域における利用促進の取組などにより、利用者の増加などの成果が見られたところでありまして、国においても一定の評価をしているところでございます。

第2期集中改革期間である令和3年度から5年度においては、北海道高速鉄道開発株式会社による観光列車等の取得に対し、広域自治体である道が国と協調して支援をし、鉄道活性化協議会によるおもてなしなどの取組を進めながら、沿線自治体など地域関係者の皆様による利用促進施策と連携し、観光列車を活用した様々な施策を展開するなど、黄色線区はもとより、全道的な鉄道の利用拡大を図ってまいる考えでございます。

また、沿線自治体をはじめとする地域関係者の皆様には、地域の実情に応じて、鉄道のさらなる利用促進に向けて、近く策定予定の第2期アクションプランの取組をJ R北海道とともに進めていただくことが重要であるというふうに考えています。

次に、新千歳空港の鉄道アクセスについてであります。道では、空港鉄道アクセスの抜本的な改良が実現した場合には、札幌と空港間の輸送力の増強はもとより、道東や道南方面とのアクセスの利便性向上による新たな観光流動の創出など、様々な効果が期待されると考えておりまして、これまでも国に対する要請を行ってきているところであります。

一方で、その実現には、多額の費用が見込まれ、施設等の具体的な整備内容や費用負担を含む事業スキームの在り方など、様々な課題があると認識をしています。

道といたしましては、こうした課題がある中、地域としてどのような取組が必要かといったことも含めて、国やJ R北海道、北海道エアポートなどと、鋭意、意見交換を行っているところでありまして、関係自治体や経済界の皆様とも連携を図りながら、引き続き、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、国際貿易協定についてであります。経済のグローバル化が一層進展する中、本道の農業が安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての

役割を一層発揮していくためには、協定が発効した以降においても、その再生産を確保し、生産者の皆様が将来に希望を持ち、経営に取り組んでいくことが何よりも重要であると認識をしています。

このため、国に対し、日米貿易協定等の発効による影響の継続的な検証や、総合的なT P P等関連政策大綱に基づく万全な対策を求めることに加えまして、道といたしましても、重要品目の輸入状況など、協定の発効による影響の把握に努めまして、その内容を道民の皆様に適宜お知らせいたしますとともに、国の対策を効果的に活用することなどによりまして、生産力、競争力を強化し、持続的に発展する力強い農業、農村を確立してまいります。

次に、農業・農村振興推進計画などについてであります。農家戸数の減少やグローバル化の進展、さらには、感染症の拡大などの様々な変化を乗り越え、本道の農業、農村が持続的に発展をしていくためには、生産力や競争力を高め、家族経営をはじめとした多様な担い手の方々が、将来に希望を持ち、農業に取り組んでいくことが重要でございます。

このため、新たな計画では、道としての計画策定に対する考えを基本的な考え方として取りまとめますとともに、おおむね10年後の全道及び地域の「めざす姿」と、今後の施策の展開方向などをお示したところでございます。

道といたしましては、「めざす姿」の実現に向けて、今後5か年にわたり、農家の皆様の負担を軽減するパワーアップ事業を講じて生産基盤整備を促進いたしますとともに、スマート農業の加速化や国内外の需要の拡大、多様な人材の育成や定着に取り組むなど、農業者の皆様が意欲を持って営農できる力強い本道の農業、農村の確立に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、森林整備の推進についてであります。本道の森林が基幹産業である林業や木材産業の一層の振興はもとより、安全、安心な暮らしや地球温暖化の防止などにこれまで以上に貢献をしていくためには、伐採後の着実な植林など、計画的な整備を進めることが重要であります。

このため、道といたしましては、市町村との連携のもとで、植林費用の負担を軽減し、森林所有者の方々の積極的な植林を引き続き支援いたしますとともに、ICT等の先進技術やコンテナ苗の普及による効率的な植林の推進、成長が早いクリーンラーチの増産体制の確立など、植林作業の効率化や省力化に取り組めますほか、市町村や森林組合と一体となって植林から伐採に至る所有者の方々の計画策定を支援し、必要な予算の確保に努めるなど、森林の整備を着実に進めてまいります。

次に、道産木材の利用促進についてであります。本道では、感染症の拡大に伴い、輸送用の資材や建築材などに利用される道産木材の需要が依然として低迷しております。

今後、競合する輸入材の価格動向なども的確に把握をしながら、道産木材の競争力強化と需要回復を図ることが必要になります。

道としては、感染の収束後を見据え、林業や木材産業の一層の競争力の強化に向けて、コアドライなど付加価値を高めた建築材の生産体制の整備や、輸入材の流通などの情報発信に取り組みますほか、国内外でのプロモーション活動による「HOKKAIDO WOOD」のブランド力

の強化や、道産木材の温かさやぬくもりを生かした道庁本庁舎1階ロビーの木質化を進めますとともに、住宅や民間施設における道産建築材の利用に支援をするなど、一刻も早い需要回復を図りながら、道産木材の利用促進に取り組む考えであります。

次に、道産水産物の消費拡大についてであります。本道では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う外食需要の落ち込みなどによりまして、ホタテなどの価格が依然として低迷をしておりますほか、近年、アキサケ、昆布、サンマなど、主要魚種の生産が大きく減少をしております。水産物の安定供給はもとより、漁業経営を取り巻く状況は厳しさを増しております。

このため、道といたしましては、巣籠もり需要の高まりを踏まえ、国内外でのPRやネット通販の取組への支援を進めますとともに、漁獲が増加しているマイワシなどについて、飲食店でのフェアの開催などにより付加価値を高めつつ消費喚起を図りますほか、アキサケ、昆布などの増養殖技術の改良や有識者会議による魚類養殖の検討など、栽培漁業を一層推進し、道産水産物の消費拡大や漁業生産の早期回復に取り組んでまいります。

次に、アイヌ政策の推進についてであります。アイヌ施策推進法の施行やウポポイ開業など、アイヌ政策を推進していく上で基盤となるべき環境が整備される一方、アイヌの方々の生活実態には依然として格差が見られますほか、現在もいわれのない差別がありますことから、歴史的背景やアイヌ文化の価値などについて、一層の理解促進が不可欠でございます。

このため、道といたしましては、アイヌの方々が先住民族であるとの認識のもと、新たな推進方策を策定し、これまでの生活向上施策はもとより、幼児期からの理解促進に向けた教育の充実や道内外への普及啓発に取り組めますほか、ウポポイをはじめ、地域の特色あるアイヌ文化の魅力を発信し、工芸品の販路拡大や広域的な周遊を促進するなど、地域の活性化にもつながるよう、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進し、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を図ってまいります。

次に、東京オリンピックに関する取組についてであります。東京大会の開催まで約5か月となる中、運営を担う大会組織委員会の会長がオリンピック・パラリンピック精神に反する不適切な発言により交代したことを踏まえ、大会ビジョンにある多様性と調和についてしっかりと取り組んでほしいというふうに考えているところであります。

現在、大会組織委員会では、コロナ禍における安全、安心な開催に向けて、IOCなどとともに具体的な議論が進められており、道では、これらの動向や大会ビジョンを踏まえつつ、組織委員会や札幌市などの関係自治体と連携しながら、聖火リレーや北海道・札幌マラソンフェスティバル2021のほか、ホストタウン支援などを通じて、選手の感染防止や沿道での応援対策などに取り組むことで、大会の成功に向けた機運醸成に努めてまいります。

また、感染の状況も注視しつつ、対策を徹底することによりまして、大会本番におけるアスリートや観客、道民の皆様など、全ての方々の安全、安心の確保につなげるとともに、本道での競技開催における感染症対策等が、その後の経済や社会生活を営む上での財産となり得るように取り組んでまいります。

次に、北方領土返還要求への取組についてであります。政府は、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの一貫した基本方針の下、ロシアとの交渉を行っているものと承知しており、今国会において、総理は、北方領土は我が国が主権を有する島々であり、平和条約交渉の対象は四島の帰属の問題であるという立場を表明するとともに、1956年の日ソ共同宣言を基礎として、これまでの日ロ間の諸合意を踏まえ、粘り強く外交交渉を進めていくとの方針を改めて示しているというふうに認識しています。

国民の長年の悲願として返還を求めている歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、いまだかつて一度も外国の領土となつたことがない我が国固有の領土であります。

私といたしましては、元島民の皆様などの思いも考えますと、昨年からのロシアでの憲法改正や要人の発言などは大変残念なことであり、平和条約交渉への影響を懸念しております。

このため、今後とも、北方四島の日も早い返還に向け、地元自治体や関係団体の皆様と連携をしながら、領土交渉が後退することのないよう、国に対して強く求めてまいります。

最後に、児童生徒の自殺防止の取組についてであります。感染症の影響が続く中、児童生徒や女性など、様々な悩みを抱える方々が気軽に相談できる体制を整備することが何よりも大切であると考えているところであります。

道では、これまで、精神保健福祉センターや保健所において、命や心に関する悩みの御相談に對しまして、一人一人に寄り添いながら対応するほか、令和元年度から3か年にわたり、モデル地域において、中高生を対象にSOSの出し方などに関する講演会や、地域住民等を対象としたゲートキーパーの養成など、自殺予防の啓発や人材育成などの様々な対策を複合的に進めており、その成果を他の地域へ普及いたしますとともに、新年度から、新たにSNSを活用した相談対応を始めるなど、自殺防止の体制構築を促進し、一人でも多くの大切な命を守ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）まず、北海道総合計画の見直しに對しまして、「めざす姿」などについてであります。道では、「輝きつづける北海道」を目指し、その具体的な姿として、地域全体で支える「子育て環境・最適地」や、北国で心豊かに暮らせる安全・安心社会、豊かな自然と共生する「環境先進モデル・北海道」など、七つの将来像をお示ししながら、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

このたびの総合計画の見直しに對しましては、道民の皆様や企業、団体の皆様への意向調査に加えまして、市町村への意見照会やパブリックコメントを実施するなど、多くの皆様から御意見を伺いながら見直しを進めますとともに、市町村や団体などへの周知はもとより、道の広報紙などを通じたPRや、出前講座の実施などを通じて、広く道民の皆様と「めざす姿」や今後の政策展開の基本方向などの共有を図り、多様な主体と連携しながら政策の推進に努めてまいりま

す。

次に、新千歳空港の機能強化についてであります。新千歳空港におきましては、これまでも、管理者であります国やビル会社による施設整備といった機能強化のほか、道におきましても、長距離国際路線の誘致を行うなど、国際拠点空港化を目指した取組を行ってきたところでございます。

このたびの7空港の一括民間委託に当たりましては、北海道エアポートから、滑走路などの空港基本施設について、現状を前提として、新千歳空港の国際ゲートウエー機能を7空港に分散、拡大することなどにより、観光流動づくりや地域活性化などにつなげていくといった提案をいただいております。

現在、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、航空需要は大きな影響を受けており、道といたしましては、まずは、需要の回復を図りますとともに、北海道エアポートが目指す提案の実現に向けて、同社をはじめ、国や所在自治体など関係者とも連携を密にし、国際拠点空港としての需要を踏まえた機能強化について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございますが、今シーズンは、全国各地で、渡り鳥からだけでなく、野鳥のふんから、また、湖や沼の水からもウイルスが多数検出されておまして、道内におきましても、帯広市や旭川市の野鳥から相次いでウイルスが確認されるなど、今までになく発生リスクが高まっているところでございます。

このため、道といたしましては、養鶏場における防鳥ネットや施設の破損などの日々の点検、消毒の徹底を指導することによりまして、野生動物による感染防止を強化するとともに、農場の抽出検査の実施や、全道の100羽以上を飼養する養鶏場に、毎月異常の有無を報告させるなど、いわゆるサーベイランスを行っているところでございます。

今後、渡り鳥が北に帰るシーズンを迎えることから、道といたしましては、市町村や関係機関・団体など一丸となりまして、より強い危機意識を持って、発生防止対策や養鶏場における異常の早期発見と通報の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 副知事 中野祐介君。

○副知事 中野祐介君（登壇）生活バス路線の確保についてでありますけれども、地域住民の方々の移動手段として必要不可欠なものであります乗合バス路線は、コロナ禍の影響によりまして、利用者が減少する中であっても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら運行を継続していただいているわけでありまして、その経営環境は厳しいものというふうに認識をしているところでございます。

こうした中、道におきましては、バス協会から要望が寄せられました補助金の概算払いをはじめ、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、生活バス路線に対する道の補助の要件を緩和いた

しまして、運行経費の一部支援を行いましたことに加えまして、ぐるっと北海道によります割引乗車券の販売を支援いたしますとともに、バスの運転体験をセットにしました合同就職相談会を実施するなど、様々な支援策を実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも「新北海道スタイル」の実践によります徹底した感染症対策に取り組みながら交通需要の回復に努めてまいりますとともに、バス事業者の方々が安定的に事業を継続できるよう、引き続き、国に要請を行うなど、バス事業者の方々や市町村などとも連携をいたしまして、路線の維持確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）民主・道民連合、沖田議員の代表質問にお答えいたします。

教育課題に関しまして、初めに、学校における働き方改革についてであります。令和元年に実施した教育職員の時間外在校等時間の調査では、これまで進めてきた働き方改革の取組により、3年前と比較し、一定の縮減効果が見られる一方で、56.9%の教諭が1か月当たり45時間を超える時間外勤務を行っている実態が明らかとなったところであります。

こうした中、道教委が指定した23校の働き方改革推進校におきましては、会議資料のペーパーレス化による印刷・配付業務の縮減や、調査のマークシート化による集計作業の効率化等に取り組んだ結果、昨年7月から10月までの4か月間の平均では、感染症対策による一斉臨時休校後の6月と比較し、時間外在校等時間が約10.9%縮減され、教員1人当たりでは、1か月当たり45時間以内という目標をほぼ達成しております。

道教委といたしましては、推進校だけではなく、全ての学校において勤務時間を意識した働き方の着実な実践と業務の削減を進めることで、こうした時間外在校等時間の縮減が一段と進むものと考えております。

今後、新たに、個の気づき、チームの対話、地域との協働を土台に、より実効性の高い新たなアクション・プランに見直し、部活動の地域移行や教頭への支援、スクールロイヤーの配置など、各種取組を実践するとともに、これまでの取組の検証結果の情報提供、好事例の普及等を行いながら、働き方改革に全力で取り組んでまいります。

次に、GIGAスクール構想における整備状況等についてであります。小中学校の1人1台端末と校内通信ネットワークの整備につきましては、ほとんどの市町村において本年度内に終わられる見込みであります。一部の市町村で、入札の不調等により、本年度の完了が難しい状況となっております。

道教委といたしましては、個別最適な学びと協働的な学びを進めていくため、令和3年度においてICTを活用した教育活動に格差が生じないように、引き続き、関係市町村教育委員会に対し、必要な助言や支援に努めてまいります。

また、各学校がICTを円滑に活用するためには、通信環境の確認やヘルプデスクによる遠隔支援などを行うGIGAスクールサポーターの存在が重要であり、道教委では、活動事例やその

有効性を紹介するなどして、各市町村が、地域の実情に応じ、GIGAスクールサポーターを確保できるよう取り組んでまいります。

次に、少人数学級編制の導入についてであります。道教委では、35人以下の少人数学級編制を、国の加配を活用し、小学校2年生に加えまして、令和2年度から3年間で小学校3・4年生へ順次拡大してきてきたところであります。このたびの国の方針等を踏まえまして、国に先行して、令和6年度までに、まずは小学校全学年へ対象学年を順次拡大し、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図ってまいります。

一方、中学校へ導入する場合、教科担任等の増員など、大幅な定数改善が必要なことから、引き続き、国に対し、少人数学級の拡充と北海道の地域特性に応じた加配措置について要望してまいります。

また、少人数学級の実施に伴い、学級数の増に応じた教員や事務職員数が国から配分されることとなり、小学校では、令和3年度は教職員72人の増の見込みとなっております。

道教委といたしましては、大学との連携などを図りながら、増加する定数に必要な教員の確保や資質、能力の向上に努めるとともに、各学校におきまして、少人数のよさを生かし、特別な配慮を要する子どもたちにも寄り添いながら、質の高い教育活動が行われるよう支援してまいります。

次に、アイヌの人たちの歴史、文化等に関する教育についてであります。道内の学校におきましては、先住民族であるアイヌの人たちの歴史や文化などについて理解を深めることができるよう、社会科などにおきまして発達段階に応じた指導を行っており、中には、地域の博物館や郷土資料館を活用した体験活動を取り入れている学校もあります。

こうした中、道教委では、昨年7月のウポポイの開業を契機とし、博物館の提供する学習プログラムの周知や修学旅行等における活用も提案してきたところであります。

今後も、引き続き、北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業の指定校による創意工夫や、アイヌの人たちの歴史、文化等に関する啓発資料「ピラサ」の発行、ウポポイでの体験プログラムのウェブサイトへの掲載などを通して、アイヌの人たちの歴史、文化や多様性を認め合う共生社会への理解が一層深まるよう取り組んでまいります。

最後に、児童生徒の自殺予防についてであります。道教委では、これまで、自殺予防教育プログラムを作成し、日常生活において強い心理的負担を受けた場合の対処や、SOSの出し方に関する教育を促すとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談や、電話、メール、SNSを活用した相談体制の整備充実などに努めてまいりました。

感染症の終息が見通せない中、不安やストレスを抱える子どもたちも少なくないものと考え、昨年12月には、私から、児童生徒に向けましては、一人で悩みを抱え込むことなく、周囲の大人に助けを求めること、保護者や地域の方々などに向けましては、子どもたちを見守り、学校や自治体に相談していただきたいことなどを呼びかけるメッセージを発出いたしました。

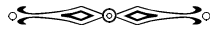
今後は、心理、医療の専門家や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒のSOSを受け止めた

後の対応を含めた、自殺予防に向けた学校や家庭、地域の望ましい連携の在り方について調査研究を行うとともに、この課題の重要性に鑑み、全ての教職員の危機意識を高め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人一人に寄り添ったケアを促すなど、関係部局と一体となって、子どもの命と心を守るための取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩



午後3時39分休憩

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

沖田清志君。

○57番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）一通り答弁を聞きましたが、知事が常々口にする、従来にとらわれないとか、スピード感といった姿勢とは程遠い内容ばかりでありました。

そこで、改めて、知事並びに教育長に再質問をいたします。

まず、道政運営については、至らなかったこと、反省すべき点を伺いましたが、具体的に示されなかったことは、反省すべき点がないということでしょうか。

例えば、道政執行方針では、独自の緊急事態宣言を、最大限の手だてを尽くしたと自己評価していますが、多くの道民、事業所や学校現場は混乱に陥り、法的根拠も議論となりました。

感染症対策においては、北海道モデルをつくると言いながら、その具体的な方策といえ、十分な支援策も講ずることなく、飲食店や道民に負担を強いるだけのものであり、今回は、北海道こそがポストコロナの未来を切り開くとしているものの、具体的な手法や根拠も示されていません。

改めて、この2年間の道政運営の自己評価を伺うとともに、現下の状況を踏まえ、道民が安心して住み続けることができる地域社会をどう実現するのか、具体的な道政運営の手法を伺います。

次に、重点政策についてです。

人権に関連する施策をなぜ重点政策に盛り込まなかったのかをただしましたが、7月には、16年ぶりとなる基本方針を見直すにもかかわらず、新年度は従来の啓発活動のみで何ら変わりなく、真正面からこの問題に向き合おうとしない姿勢に、怒りすら覚えます。

知事は、オリンピック、パラリンピックの競技開催地の知事として、大会ビジョンの多様性と調和を踏まえ取り組んでいくとの考えを示していますが、そうであるならば、なおさらのこと、道行政の推進上、基本となる政策である人権施策を各部の個別事業に任せるのではなく、道として最優先に取り組む政策に引き上げ、知事自身がリーダーシップを発揮して全庁的に取り組むべ

きと考えますが、再度所見を伺います。

次に、行財政運営基本方針についてです。

道庁の総合力の発揮に向け、行政課題に応じた組織体制を整えるなど、全庁的な視点で組織運営を行っていくとの答弁がありました。これまでも、全庁横断のかけ声で設置された組織は数多いですが、必ずしも全てが設置当初の狙いどおりに機能しているとは言い難いのです。

そもそも、どうして機能しなかったのか、どこに原因があったのか、最初のかけ声だけで、その後、次につなげる点検や検証などを行う組織体制にはなっていません。いや、してこなかったのが原因ではないでしょうか。

真に組織が横断的に機能するよう、都度、第三者による組織体制の点検と検証を行うべきと考えますが、所見を伺います。

次に、デジタル化の推進についてです。

5Gは、Society 5.0の実現に向け、ICTの利活用を進める上で重要な基盤と言いながら、道としては、通信事業者に対しての働きかけや国への財政支援にとどまっており、テレワークの推進については、5Gは必要ないと言いたいばかりの、まさに他人ごととしか思えない対応と言わざるを得ません。

これでは、いつまでたっても都市部以外の地域に情報通信網が整備されることはなく、北海道の特性を生かした第1次産業のスマート化や、過疎対策としてのリモートワークやテレワークを生かした企業誘致、移住政策などができるわけがありません。

基盤整備において、民間通信事業者は利益を優先するため、都市部だけに偏り、その他の地域との格差が広がるばかりではないでしょうか。

道政執行方針で、知事は、北海道Society 5.0を、産学官が連携してオール北海道による取組を進めるとしています。人口減少対策、過疎対策の視点からどう取り組んでいくのか、再度、知事の見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

答弁では、感染拡大防止に最優先で取り組む、事業支援に向けた支援を行うとしていますが、これまでの中途半端な防止策、拡大すれば休業や時短要請という場当たりの対応で、結果的に対策に要する費用が増大していることから、今の対応や対策では不十分なのは明らかです。

徹底した感染防止と言いつつ、先ほど提案した高齢者施設におけるPCR検査の定期的な実施や感染状況の公表の在り方にしても、何ら答えようとはしません。そこには、基本的な方針がしっかり定まっていないことがあるのではないのでしょうか。

私たちが目指すのは、まずはしっかり感染拡大を防止することです。すなわち、ゼロコロナ社会への転換ではないかと考えます。

誤解のないように補足をいたしますが、感染者を全くゼロにするということではなく、クラスター対策が可能となる程度に維持できる状態、このことを言います。

現に、ニュージーランドや台湾では、このような状況下にあっても、徹底した対策によってG

D Pがプラスを維持できていることから、決して夢物語ではないのです。

四方を海に囲まれ、他県との往来が容易ではない北海道だからこそできることだと考えますが、ゼロコロナ社会の実現に積極的に取り組むことを求めますが、知事の所見を伺います。

次に、まん延防止等重点措置への対応についてたどりましたが、対策要綱に反映するとは言うものの、運用についての様々な課題については、今後考え方を整理するとの、具体性に欠ける答弁ばかりでした。

せっかく知事の権限で市町村ごとにきめ細かな対応ができるようになったのに、人の往来が増えるこれからの3月、4月やワクチン効果が出るまでの今、一番大事な時期に何もできないのであれば、何の意味もありません。

これまで後手後手と指摘されてきた国の動きを漫然と眺めるだけではなく、むしろ、道としての主体的な動きにより即応すべき課題だと考えますが、道は、特措法の改正に伴った警戒ステージの設定や解除基準、罰則や過料等を科す場合の体制などの整備をいつまでに行うのか、早急に示すべきと考えますが、所見を伺います。

何より、まん延防止等重点措置はもとより、答弁にあった、感染が拡大した地域でのPCR検査をはじめ、あらゆる対策を講じる上で一番前提にあるのが、感染者情報の公表の在り方です。

現在行っている市町村アンケートの意義は否定しませんが、道としての考え方をしっかりと早期に示すべきと考えますが、いつまでに見直すのか、所見を伺います。

また、本部会議はフルオープンで行われているため、そこでの感染情報は我々に公表している範囲と承知しますが、そもそも、知事や会議に出席している関係部長は、市町村ごとの詳細な情報を把握しているのか、伺います。

次に、ワクチン接種についてです。

知事は、道政執行方針で、ワクチン接種について、感染防止対策の柱として大きな効果が期待されると述べています。

しかし、現在、ファイザー社のワクチンのうち、ベルギーで製造されたものは、EUによって域外輸出を許可制にしており、日本へのワクチン供給体制の不透明さが国民に不安を与えています。

知事は、道民が円滑に安心して接種できる体制を整備することが必要との認識でしたが、知事自らが、道民の不安解消に努めることはもちろんのこと、実施主体である自治体が混乱することがないように、支援体制を強化することを指摘しておきます。

次に、事業者の支援について伺ったところ、全道の様々な事業者に影響が及んでいるとの認識とともに、それらの事業者に幅広く支援が行き届くよう取り組んでいくとの認識が示されました。

すなわち、これまでの道独自の宣言や要請により、本人たちの責によらない打撃を被った全ての事業者に対し、今後、速やかに、かつ、不公平感の軽減に資する支援の手が届いていくと理解してよいのか、再度伺います。

また、こうして議論をしている間にも、倒産する企業、廃業を余儀なくされる事業者は増加しています。道の独自事業であれば、速やかな実施はもとより、支援策の丁寧な周知、申請の簡素化により、事業者の負担軽減に配慮するとともに、今回の支援策では十分とは言えないことから、追加の支援をさらに検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、少子化対策についてです。

知事は、少子化対策について、人口減少対策や経済・雇用対策など、幅広い観点から、全庁を挙げて切れ目のない少子化対策に取り組むと答弁しました。まさにそのとおりであり、また、この問題は、待機児童の解消とも密接に絡んでいます。

待機児童の解消は、低所得世帯の子どもが保育所に通えるようになることで、虐待等の不適切な養育が減り、発達や社会的スキルの向上が期待できるものです。これは、長期的に見て、労働力の質、さらには、出生率の向上をもたらす可能性があります。

このことから、少子化対策、待機児童解消に関しては、十分な予算措置をすることで費用対効果があることを指摘しておきます。

次に、経済に関し、製造業の衰退と地域への影響についてです。

大手事業所の存在は、雇用の創出はもとより、地域住民の生活全般に関わっています。

しかし、一たび、事業所が撤退や移転をすれば、とりわけ、人口減少が著しい地域における地域経済の縮小は、地域社会の様々な基盤の維持を困難とさせることから、地域の衰退に一層の拍車がかかるといったことが懸念されます。

知事は、企業誘致や人の呼び込みなどに取り組む考えを示しているものの、従来の施策と大きく変わるものでもなく、果たして負のスパイラルに歯止めをかけることができるのか、疑問です。

地域の再生、そして、立て直し、持続可能な発展に向け、継続的かつ即効性ある支援を行っていく必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、雇用対策についてです。

新規高等学校卒業者の就労環境は厳しく、まさに今、新たな就職氷河期世代をつくりかねない分水嶺にあります。そのような情勢だからこそ、企業の採用マインドを高める施策が必要であり、危機感を持った他県では様々な支援策が打ち出されています。

道は、座学と給付金付きの職場体験研修による正社員就業支援事業を提案していますが、これだけでは、企業の採用マインドを高めるには至らないことから、さらなる支援策が必要と考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、観光産業についてです。

インバウンド誘客による観光施策を決して否定してはおりません。しかし、あまりにそのことに頼り過ぎ、このコロナ禍で大きな反動が来たことをしっかり認識すべきです。

どんな状況にあっても、インバウンド頼みではない、持続的で安定的な本道にふさわしい観光施策について検討、推進すべきと考えますが、知事自身が描く具体的な観光戦略を再度伺いま

す。

次に、最終処分場問題についてです。

道内の処分場設置には明確に反対という姿勢を知事が示すべきであるということへの答弁についても、なぜ、現時点でという前置きをしての答弁となるのでしょうか。現時点でと前置きすることによって、ともすれば、将来判断が変わるのではないかと、多くの道民がそのことに不安を抱いていることをしっかりと認識すべきです。

加えて、近隣3町村が、核抜き条例を制定する動きがあることから、明確に反対だけを唱えるべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、深地層研究計画の期間延長についてです。

最終処分地を決定したスウェーデンの報告事例では、組織への信頼が鍵であると示されています。20年間の約束をほごにし、9年間のさらなる研究期間の延長を要求したこと自体、国やJAEAは既に信頼をなくしています。

今度こそ、9年間という研究期間を守り、埋め戻し、終了する、それこそが、国やJAEAにとっても、国民や道民の信頼回復の鍵になるのではないのでしょうか。

研究期間は9年間ということを確認し、面談結果を議事録として公表しているとのことですが、それならば、なぜ第4期中長期計画の中で明記をさせられないのか、そのことをしっかりと明記した確認書などを交わすべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、北海道の路線問題についてです。

JR北海道に対し、今後も地域として可能な限りの協力支援が重要とのことではありますが、経営自立に向けた将来像や具体的な道筋が全く明らかになっていません。

しかし、国の法改正により、JR北海道への支援が決定するとのことで、これまでの関係者会議の役割は終わったとの認識のようですが、当面の路線維持に関する支援と中長期的視点に立った取組については、まだまだ協議をしていく場が必要であり、国やJR北海道、各自治体等による関係者会議は継続すべきと考えますが、所見を伺います。

また、観光列車の取得や第2期アクションプランへの支援を進めていくとのことですが、今日までの地域支援の検証や分析の協議がJR北海道との間で全く行われておらず、道議会や沿線自治体に対し、十分な説明が行われているとは言い難い状況です。

第1期アクションプランをはじめとする地域の取組結果と成果について、まずはJR北海道から報告を受けることが、今後の取組の前提条件と考えます。

今後、オール北海道で地域支援を進めるに当たり、JR北海道及び地域関係者とのように対応していくのか、また、機運の醸成と道民の理解と合意を図るため、具体的に何を行っていくのか、知事の所見を改めて伺います。

次に、バス路線の維持についてです。

長引く外出や往来の自粛要請により、通勤、通学をはじめとするバス路線の維持が見通せない状況にある中、対策が不十分と言わざるを得ません。広域間での支援はあっても、事業者の経営

状況は厳しく、結果として、地域住民の足となる地方路線の廃止や縮小へとしわ寄せがいつてしまふことになりかねません。

そうした事態に陥らないためにも、新たな補助制度の創設を行うなど、緊急的な支援が必要ではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、新千歳空港の機能強化についてです。

空港の鉄道アクセス抜本改良については、1年以上前から何度もただしてきましたが、整理すべき課題があり、関係者との協議を行っていると、都度、同じ答弁で、何も進んでいません。

改良に伴う事業費や土地買収など、課題整理は既に終わっており、後は実現に向けてどう取り組むかです。

着工から完成までには相応の年月がかかるからこそ、いつまでに課題を整理し、どういった場で議論していくのか、そのスケジュールくらいは示すべきと考えますが、所見を伺います。

また、滑走路の課題に関しては、単に機能強化だけの視点ではなく、延長に伴う、現在、土地開発公社が保有する土地の処分にも関わる課題だけに、早急に検討をするよう指摘しておきます。

次に、国際貿易協定です。

農畜産物に関する国際貿易協定について、本道が我が国最大の食料供給地域と自負するのであれば、日米貿易協定に関する追加交渉など、農業を犠牲にする農畜産物のさらなる関税削減や撤廃などは断じて受け入れるべきではないとの強い姿勢を示し、そして、情勢変化に応じた影響調査の再試算を実施、公表することは極めて重要な対応です。

しかし、先ほどの答弁では、国に対して継続的な検証を求めつつ、道としては、協定発効による影響の把握に努め、適宜、周知することとであり、このような消極的な姿勢では、持続的に発展する力強い農業、農村を確立できるとは到底思えず、改めて緊急性と危機感を持って、よりの確で明確な対策を講じるよう指摘しておきます。

最後に、学校職員の働き方改革についてです。

教育長は、2021年の教育行政執行方針において、在校等時間の縮減に向けた対話と情報共有の促進と述べていますが、対話や情報共有で、果たして在校等時間は減るのでしょうか。

道教委の調査によれば、教職員の半数以上が労基法で定める上限時間の月に45時間を超えており、月平均で50時間程度の時間外勤務となっています。

一方で、知事部局職員の月当たりの時間外勤務の平均は7時間程度となっています。

学校職員の働き方改革の在校等時間の縮減に向け、そもそも、業務の縮減が第一と考えますが、どのように取り組んでいくのか、教育長の所見を伺い、再々質問を留保し、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）沖田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、今後の道政運営についてであります。私といたしまし

では、本道を取り巻く課題の解決に向け、新たな発想や行動力を大切にしながら、各般の取組を進めておりますが、これらは途上にありまして、加えて、感染症の流行に伴い、暮らしや経済など様々な政策の推進にも影響が生じているものと認識をしております。

今後に向けては、庁内はもとより、市町村や関係機関の皆様との一層の連携を図り、道議会とも活発な議論を重ねながら、まずは、感染の再拡大防止と社会経済への影響の最小化に向け、全力を傾けますとともに、ポストコロナを見据え、本道の持続的な発展と安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、人権施策についてであります。人権施策は、道行政を推進する上での基本となる施策であり、私としては、新たな課題も含め、幅広い人権問題に関し、庁内の連携のもと、啓発や教育などの施策を効果的に展開し、道民の皆様が互いの個性や人格を尊重し、助け合って、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、鋭意取り組んでまいります。

次に、道の組織体制についてであります。道では、これまでも、社会経済情勢の変化に的確に対応し、政策の総合的かつ一体的な展開ができるよう、政策評価と連動した不断の見直しを行ってきているところであります。

今後とも、縦割りの組織運営の見直しなど、全庁的な視点で組織機構の在り方について検討を加えながら、感染症への対応をはじめ、その時々々の行政課題に対し、限られた人員の中で、道の施策を機動的かつ効果的に推進していくために必要な体制整備を図っていく考えであります。

次に、北海道 Society 5.0の推進についてであります。人口減少や少子・高齢化が進む中、地域における医療と教育の確保や産業を支える担い手の不足など、様々な課題に直面する本道が、将来にわたり安心して暮らし続けられる地域であるためには、生活や産業活動などあらゆる場面において、ICTやAIなど未来技術の活用を推進していくことが重要でございます。

このため、道では、今後、北海道 Society 5.0推進計画に基づき、遠隔医療や遠隔教育、スマート農林水産業の推進などに取り組みますとともに、それらを支える通信基盤の整備を促進するなど、市町村や事業者の皆様と連携を図りながら、未来技術を活用した活力あふれる北海道の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、感染症対策についてであります。私といたしましては、感染症との闘いは今後も続くものと考えており、道民の皆様命と暮らしを守り抜くことを最優先に、隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施や、変異株に対する監視体制の強化など、感染再拡大の予兆を感知する取組を進めますとともに、国や市町村と連携しながら、ワクチン接種の体制整備など、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

また、社会経済への影響を最小限に抑えるため、「新北海道スタイル」の定着の促進をはじめ、事業の継続や生活の安心確保に必要な支援等の充実に努めてまいります。

その上で、感染状況を慎重に見極めながら、域内の経済循環の促進等に向けた取組を段階的に進めるなど、感染症に強い社会の構築を目指してまいります。

次に、特措法の改正に伴う執行体制についてであります。道では、今般、感染症対策の強化

を図るため、令和3年度の組織改正において、保健福祉部に感染症対策を専掌する新型コロナウイルス感染症対策監を設置いたしますとともに、新たに感染症対策局を設置し、さらには、保健所や衛生研究所の機能強化を図るなどして、様々な対策を強力に推進することとしております。

これにより、現行の対策本部指揮室や地方本部等の機能強化も併せて図りまして、警戒ステージの設定や罰則の適用などといった特措法上の具体的な措置に際しても、道として、より科学的で専門的な見地を深めた上で、専門家とも調整し、地域での実動に際しては、保健所と振興局とが緊密に連携をし、一丸となって対応することを想定しております。

なお、新年度までの間は、指揮室を中心に、現行の道の体制の中で緊密に連携を図り、応援体制を組むなどして実務に支障が生じることのないよう、円滑な執行に努めてまいる考えであります。

次に、感染者情報の公表についてであります。道といたしましては、現在、市町村に対して、居住地などの感染者情報に係る公表の在り方に関するアンケート調査を実施しているところであります。

今後、その調査結果の分析や専門家の方などの意見も踏まえつつ、道としての考え方を整理した上で、市町村と協議を重ね、地域の納得感が得られるよう調整を図るなどしながら、道民の皆様が感染症を蔓延させないよう、適切な行動を取る上で必要な情報を伝える観点から、できるだけ早期に情報提供の方法を整理してまいります。

次に、感染者の情報についてであります。道内の感染状況については、本部会議などを通じ、道庁内において情報を共有するとともに、その詳細な情報については、知事、副知事及び指揮室内などの関係者間において、日々、共有を図りますほか、毎日の始業時には、関係部局が参加をし、地域ごとの感染状況はもとより、地域の実情に応じた個々の対策についても情報共有し、必要に応じて関係保健所や振興局と調整を図っているところであります。

個々の対策に必要な情報については、今後は、さらにより効果的な対策につながるよう、庁内をはじめ、対策の最前線となる保健所や振興局等の関係者間でしっかりと共有をしてまいります。

次に、事業者の方々への支援についてであります。道としては、今後、早急に支援金制度の詳細検討を進めまして、時短や外出自粛などにより、厳しい経営環境に置かれている全道の様々な事業者の方々に幅広く支援が行き届くよう、取り組んでまいります。

また、ワンストップ相談窓口を通じた経営相談や専門家の派遣とともに、感染状況を慎重に見極めて各種の需要喚起策にも取り組むなど、今後とも、苦境にある事業者の方々の経営継続を支援してまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、事業所が撤退した地域の再生についてであります。道としては、大規模事業所の撤退などによる地元経済への影響が最小限に抑えられるよう、当該市町村や商工団体の皆様と連携をしながら、本社への要請や、離職を余儀なくされた方々の再就職の支援、さらには、地元の取引先企業に対する新規販路の開拓など、緊急性を要する支援に取り

組んでいるところであります。

また、こうした経済対策に加えまして、地元と連携し、人材の誘致をはじめ、地域活性化に資する各般の支援にも粘り強く取り組み、地域の活力維持につなげてまいります。

次に、若者の就職支援についてであります。道では、ジョブカフェにおける学校訪問やカウンセリングとともに、合同企業説明会に参加した企業のうち、引き続き若者の求人を募集している多くの企業情報を紹介しているほか、新たに座学と給付金付きの職場体験研修事業に取り組むことにより、より多くの求人開拓につなげていく考えであります。

今後とも、未内定者の方々への伴走支援を行うハローワークや関係機関の皆様とも緊密に連携し、若者が適切に職業を選択し、安定的に就業できるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。先般お示しをいたしました次期の観光くにつくり行動計画の中間取りまとめでは、感染状況に応じて、誘客目標の最適化を図りながら、持続的な観光振興に取り組むこととしたところであります。

今後は、この考えに沿って、広域観光の拠点として、道内空港の利活用を図る観光インフラの強靱化や、広大な自然、密になりにくいアウトドア環境など、本道の価値や優位性を生かしたクリーン北海道などの取組を戦略的に進め、道民の皆様をはじめ、国内、そして、世界中の皆様からも愛される観光立国・北海道の再構築に取り組んでまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、最終処分場の選定に係る概要調査についてであります。最終処分法では、文献調査が実施され、その結果を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合、その時点において、知事は経済産業大臣から意見を聞かれるものとされており、私としては、大臣から意見を聞かれた場合における考え方について、現時点と申し上げているものでございます。

次に、幌延深地層研究計画についてであります。原子力機構の理事長との面談では、私自身が、令和2年度以降の研究計画は9年間であることを確認し、面談結果を議事録として公表いたしますとともに、受入れの回答文書においても、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むことを改めて求めたところであります。

道としては、確認会議を公開のもとで毎年度開催し、研究が、協定にのっとり、計画に即し、工程表に基づき進められているかを確認していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えております。

次に、地域交通政策に関し、まず、JR北海道の路線維持についてであります。道としては、今回の国の支援がJR北海道の経営自立につながることを重要であると考えていることから、様々な機会を通じ、実効ある支援となるよう国に働きかけますとともに、JR北海道の取組状況や国の支援内容について、関係者間で情報共有を図ってまいります。

また、JR北海道の取組状況については、四半期ごとの検証の機会や昨年8月の検証報告会などで明らかにされているところでありまして、感染症の影響を受ける前までは、地域における利用促進の取組などにより利用者の増加等の成果が見られたところでありまして、国においても、

一定の評価をしているところであります。

私といたしましては、JR北海道のさらなる経営努力と新たな国の支援に加えて、道としても、地域関係者の皆様やJR北海道との連携を一層強化し、鉄道の利用拡大を図る取組を戦略的に展開しながら、鉄道活性化協議会の取組などを通じて、本道における鉄道網の重要性を道内外に発信するなど、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を進めてまいる考えであります。

次に、生活バス路線の確保についてであります。道では、バス事業者の方々の切実な声を踏まえ、複数市町村を結ぶ生活バス路線の補助要件を緩和することと併せ、市町村が主体となって運行するバス路線に対しても、運行経費の一部支援を行うなど、生活バス路線の維持や確保に努めてきたところであります。

道といたしましては、地域の暮らしを支える重要な公共交通機関としての役割を果たすことができるよう、引き続き国に要請を行っていきまるとともに、振興局や市町村が、関係者の方々との連携のもと、地域の実情を踏まえた地域公共交通計画の策定を進めるなど、国や市町村とともに必要な支援を行いながら、生活バス路線の維持や確保に向けて取り組んでまいります。

最後に、新千歳空港の鉄道アクセスについてであります。道といたしましては、空港アクセス鉄道の抜本改良の実現に向けては、費用負担や事業スキームなど様々な課題がある中、地域としてどのような取組が必要かといったことも含めて、現在、国やJR北海道、北海道エアポートなどの関係者の皆様と、鋭意、意見交換を行っているところであり、関係自治体や経済界の方々とも連携を図りながら、引き続き実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長。

○教育長小玉俊宏君（登壇） 沖田議員の再質問にお答えいたします。

学校の働き方改革に向けた取組についてであります。いまだ教員の多くが様々な業務により多忙となっている状況に鑑みますと、働き方改革を一層進め、教員自らが誇りを持って働くことができるよう、これまで以上に業務を見直していくことが重要と認識しております。

そのため、時間外勤務の大きな要因となっております部活動の指導時間の遵守や、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成することのないよう指導助言を行うとともに、各種調査の廃止、簡素化といった業務の効率化、縮減のほか、対面・集合型研修とオンライン研修とのベストミックスによる効果的な研修内容・方法の精選などを強力で進めてまいります。

道教委といたしましては、教員が、心身のゆとりとやりがいを持って子どもたちに向き合い、効果的な教育活動を行うことができるよう、地域の方々との連携、協力もいただきながら、学校の働き方改革に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 沖田清志君。

○57番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり） それでは、新型コロナウイルス感染症対策に絞って再々質問をいたします。

まず、まん延防止等重点措置についてでありますけれども、発出条件に、地域における感染拡大が全道に拡大するおそれがあることを前提としていますが、基礎となる公表基準の見直しも先延ばしでは、この地域を設定する基準はどうなるのでしょうか。

また、命令に従わない事業者の把握や指導体制も検討中では、せっかくの法改正、そしてそれに伴う道の対策要綱に盛り込んでも、全く絵に描いた餅、絵空事であり、実効性ある取組にならないと断じることができます。

改めて伺いますが、いつまでにこれらの課題を整理するのか、いつから発出できるようになるのか、伺います。

とはいえ、こうした措置を発出するに至らないことが第一です。だからこそ、ゼロコロナ社会を目指すべく、徹底した感染防止対策を講ずる必要がありますが、これまで実施してきた、また、今回提案されたPCR検査や事業者支援では、一時的に抑止できても、また人の流れが活発化し感染拡大、そうなると、休業要請や時短要請、その補償や支援といったことが繰り返されることは、この1年間の取組を見ても明らかです。

昨年、知事は、国に先んじて緊急事態宣言を発出した際、その取組を北海道モデルとして確立していくと、全国にアピールしました。

振り返ると、鈴木知事は、2年前の初登庁の際にも、厳しい局面に直面してもひるまず挑戦する。課題解決の北海道モデルの構築を目指す、決意を述べられています。

今こそ、その気概を取り戻し、ゼロコロナ社会を目指すべきと考えますが、実現への認識と、そのための様々な取組をどう考えているのか、所見を伺います。

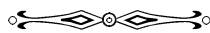
実現は容易ではありませんが、細かな点も含めて、今後の一般質問、また、予算特別委員会でただしていくことを申し上げて、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君 答弁準備のため、若干お時間をいただきたく存じます。

○議長村田憲俊君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後4時28分休憩



午後4時35分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事鈴木直道君（登壇）沖田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、特措法によるまん延防止等重点措置などの執行体制についてでございますけれども、道といたしましては、このたびの法改正によりまして、新たに導入されましたまん延防止等重点措置に関する国への要請の考え方などについて、早期に独自の警戒ステージの運用などに反映す

るよう、現在、専門家などの御意見を伺っているところでございます。

それを踏まえ、新年度においては、関係部の連携による新たな指揮室の下で、まん延防止等重点措置を含む特措法上の具体的な措置を進めることになるわけでありましたが、その際には、保健所が地域の中心となり、振興局との緊密な連携の下に、一丸となって対応することを想定しているところでございます。

なお、新年度までの間でございますが、現行の指揮室の下で、今ある道の体制の中で、できるだけ早期の応援・連携体制を整えまして、円滑な執行に努めてまいる考えでございます。

次に、感染症対策についてでございますけれども、私といたしましては、感染症との闘いは今後も続くものと考えております。

感染拡大の防止と社会経済への影響の最小化に向け、再拡大の予兆の探知や事業継続への支援などに全力で取り組んでいきますとともに、感染状況を慎重に見極め、必要な対策を講じた上で、域内の経済循環の促進等に向けた取組を段階的に進めるなど、感染症に強い社会の構築を目指してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 沖田清志君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月5日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時37分散会